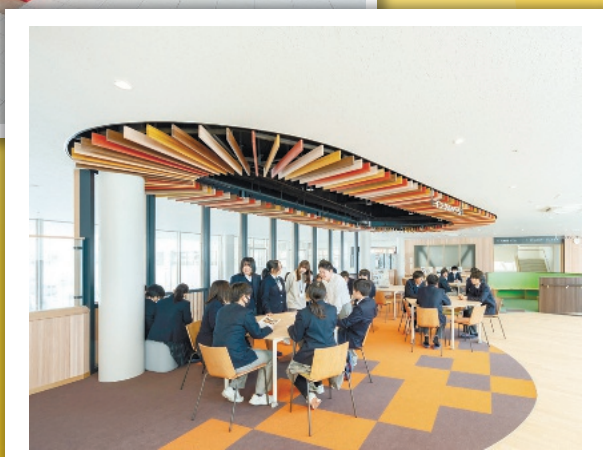




令和8年度版 くらしと県税



いしかわ特別支援学校
知的障害教育部門高等部



県税キャラクター
なおゆき
直之くん



～はじめに～

この冊子は、令和8年度における県税のあらましについてまとめたものです。
ひとりでも多くの県民の皆様方にご覧いただき、県政と県税についてより一層のご理解とご協力をいただければ幸いです。

目次

県の予算		不動産取得税……………	32
県の収入……………	1	県たばこ税……………	36
県の支出……………	2	ゴルフ場利用税……………	37
県税の収入……………	3	軽油引取税……………	39
税金の種類		自動車税……………	41
国税……………	4	鉾区税……………	44
地方税……………	5	狩猟税……………	44
令和8年度税制改正(県税関係)……	6	核燃料税……………	45
県税のあらまし		延滞金……………	46
県民税		加算金……………	46
個人県民税……………	8	納税者のための制度	
個人住民税の寄附金控除……………	13	納税の猶予・県税の減免等……………	47
個人住民税の特別徴収のお知らせ…	15	更正の請求・審査請求……………	48
法人県民税……………	16	県税の納税証明書……………	48
(参考)地方法人税(国税)……………	17	申告・納税の時期……………	49
県民税利子割……………	18	県税の納付方法	
県民税配当割……………	19	窓口での納付……………	50
県民税株式等譲渡所得割……………	19	キャッシュレス納付……………	50
いしかわ森林環境税……………	20	口座振替による納税……………	50
事業税		地方税ポータルシステム(eLTAX)……	51
個人事業税……………	23	お問合せ先	
法人事業税……………	25	国税についてのお問合せ先……………	52
法人事業税の外形標準課税……………	27	市町税についてのお問合せ先……………	53
地方法人特別税(国税)……………	29	県税についてのお問合せ先……………	54
特別法人事業税(国税)……………	29	課税・納税業務の管轄区域について……………	54
地方消費税……………	30	県税のお問合せ先……………	55
適格請求書等保存方式 (インボイス制度)……………	31		

県税キャラクター「直之くん」なおゆき

県税への関心と納税への関心を深めていただくことを目的に、県税キャラクターを公募し、「直之くん」が決定しました。
江戸時代、加賀藩の御算用者として仕え、藩主の書記官や会計総責任者を歴任した猪山家8代目猪山直之(いのやま なおゆき)がモデルとなっています。



県の予算



県の収入

県の仕事に必要な財源は、県税・地方交付税・国庫支出金などでまかなわれています。令和8年度の県の一般会計予算(当初予算)は8,889億円で、このうち県民のみなさんに納めていただく県税は1,786億円となっており、県の重要な財源となっています。

令和8年度一般会計歳入予算(当初)

国庫支出金

社会保障や教育、公共事業などに国がつかいみちを決めて交付するもので、補助金や負担金などと呼ばれています。

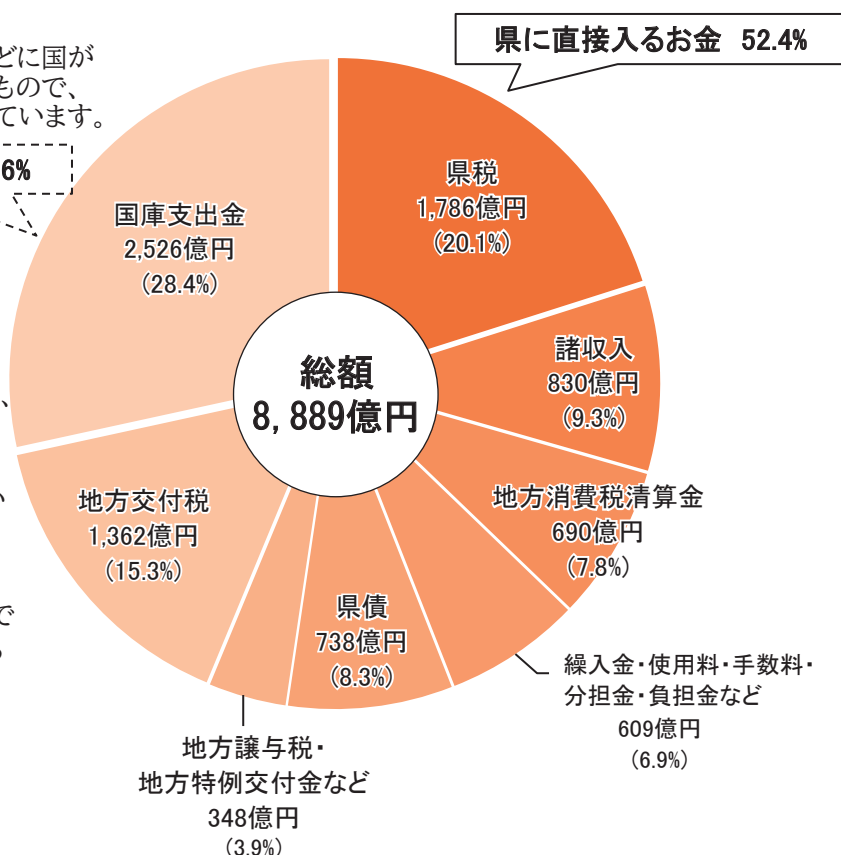
国から入るお金 47.6%

地方交付税

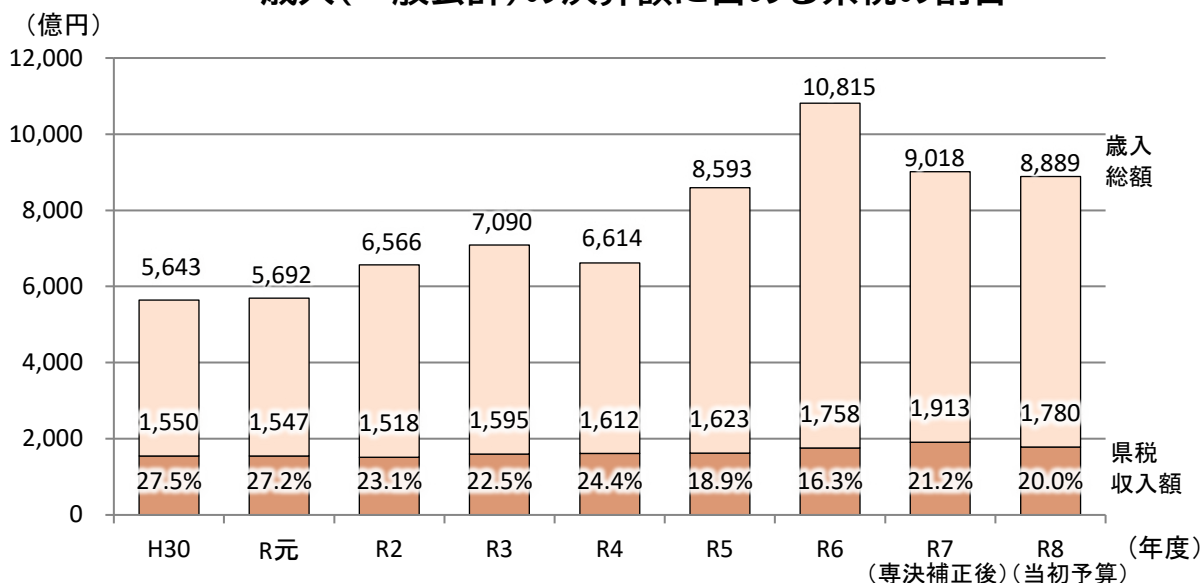
地方財源の均衡を図る目的で、国が国税のうち、所得税及び法人税の33.1%、消費税の19.5%、酒税の50%、地方法人税の全額を地方公共団体に交付するもので、つかいみちが制限されていないものです。

地方譲与税

国が特定の国税を一定の割合であん分して地方団体に譲与するものです。一部はつかいみちが制限されています。

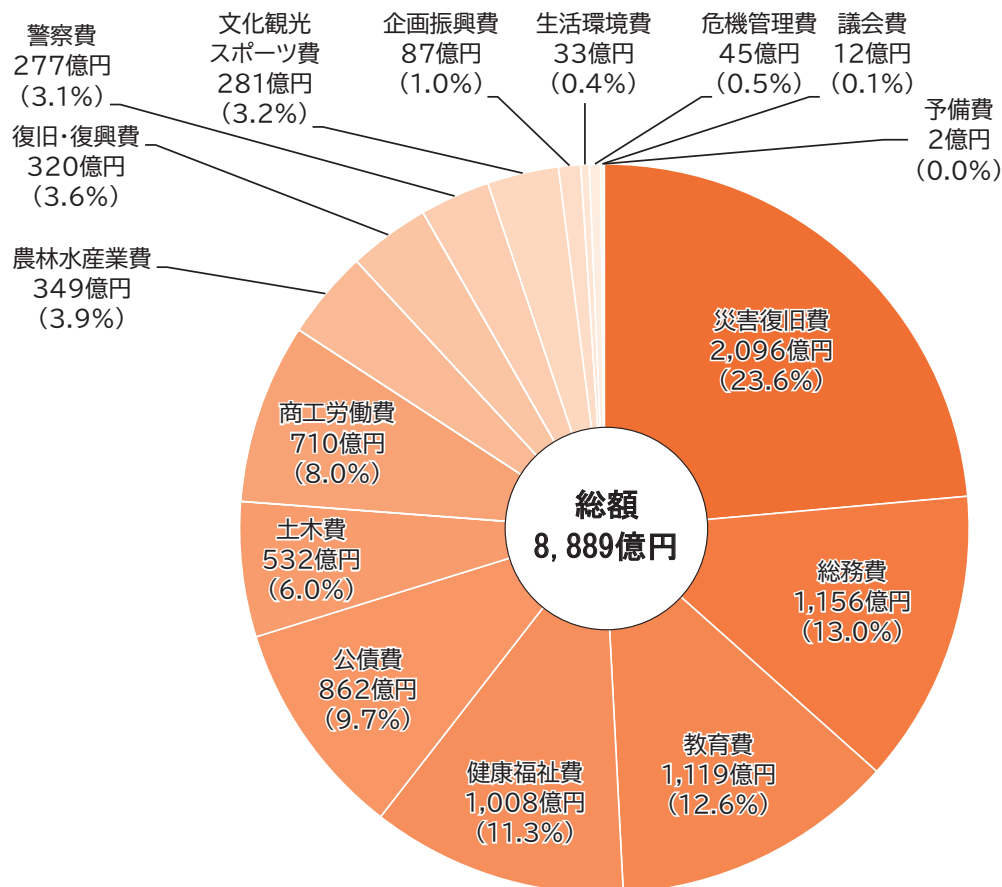


歳入(一般会計)の決算額に占める県税の割合



県の支出

令和8年度 一般会計歳出予算(当初)



災害復旧費 193,292 円

総務費 106,582 円

教育費 103,239 円

健康福祉費 92,944 円

公債費 79,518 円

土木費 49,064 円

商工労働費 65,453 円

農林水産業費 32,169 円

県民1人が納める県税額
164,707 円

県民1人当たりの支出額
819,765 円



人口 1,084,348 人
(令和8年3月末現在)

復旧・復興費 29,554 円

警察費 25,537 円

文化観光
スポーツ費 25,927 円

企画振興費 7,972 円

生活環境費 3,062 円

危機管理費 4,169 円

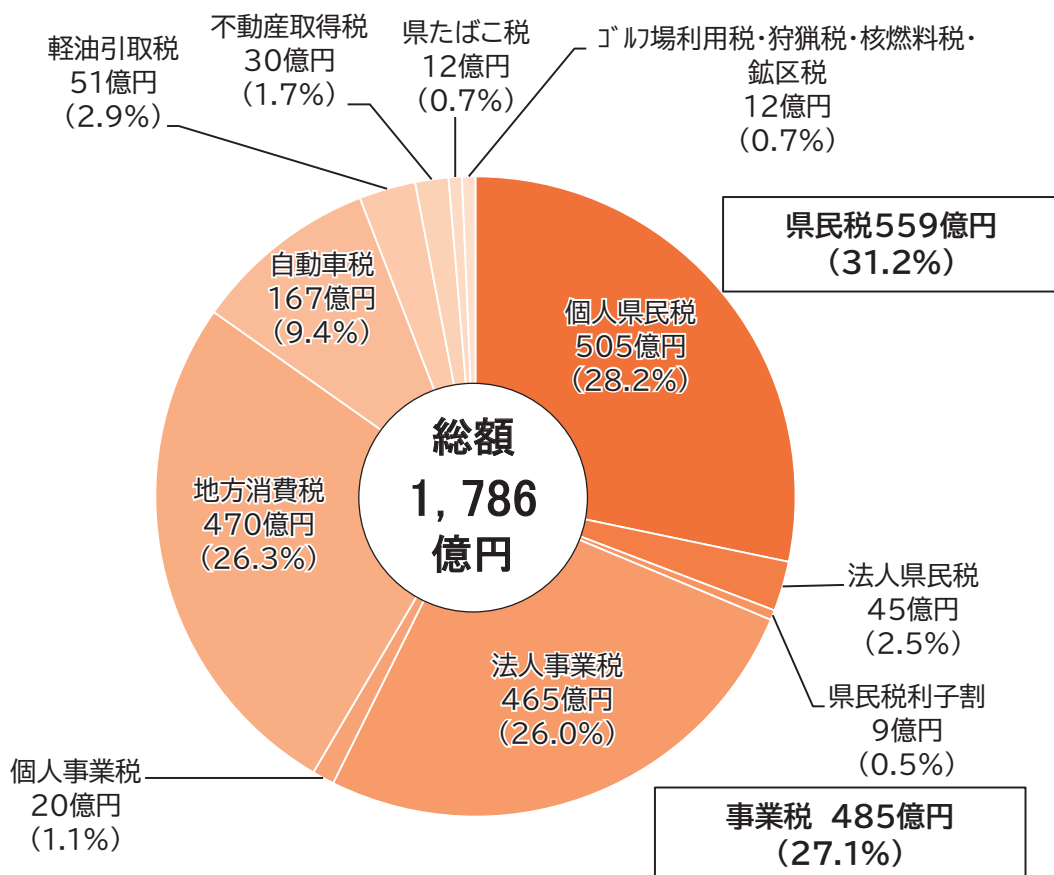
議会費 1,099 円

予備費 184 円

県税の収入

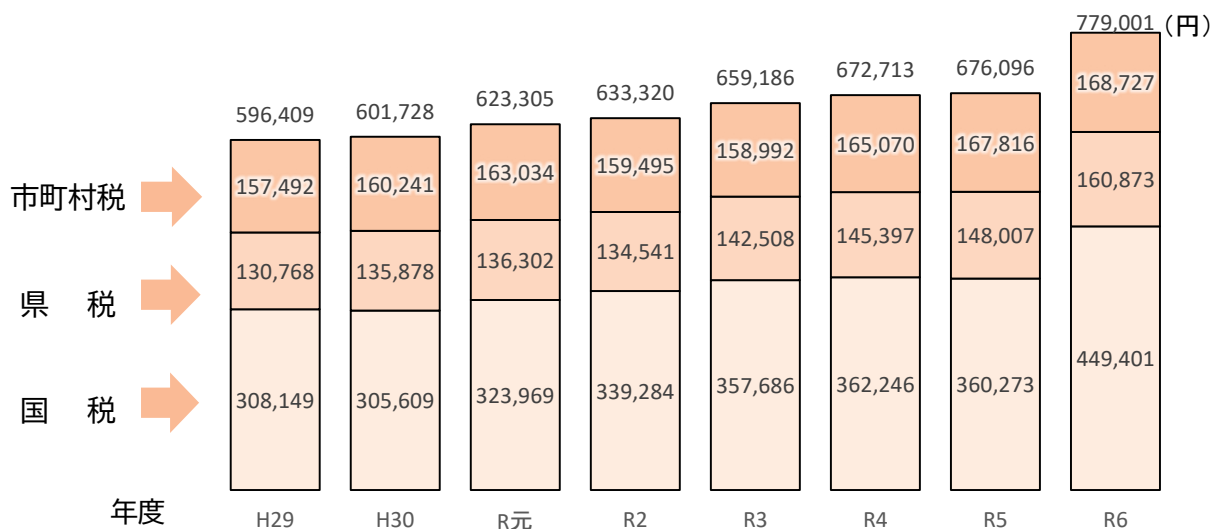
令和8年度の当初予算における県税収入の内訳は、次のようになっています。
このうち、県民税・事業税で5割以上を占めており、また、これに地方消費税と自動車税を加えた4税では全体の約90%を占めています。

令和8年度税目別県税予算



令和6年度に県民1人が納めた国税・地方税の総額 779,001円

※人口は、年度末現在の「住民基本台帳月報」による



税金の種類

税には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」とがあります。
「地方税」は、さらに県に納める「県税」と市町村に納める「市町村税」に分かれます。

国 税

「国税」の税目についての詳細は、P52に掲載の各税務署にお問合せください。

直 接 税	所 得 税	個人の所得(収入から経費などを差し引いたもの)にかかります。
	復興特別所得税	東日本大震災からの復興を図るための施策に要する費用に充てるため、平成25年から令和19年まで各年分の所得税額に応じて、所得税と併せてかかります。
	森 林 環 境 税	森林の整備及びその促進に関する施策の費用に充てるため、令和6年度より個人県民税及び個人市町村民税と併せてかかります。
	法 人 税	株式会社などの法人の所得にかかります。
	地 方 法 人 税	法人税額に応じて法人税と併せてかかります。
	地 方 法 人 特 別 税	法人事業税(県税)の所得割額・収入割額に応じて法人事業税と併せてかかります。(令和元年9月30日以前に開始した事業年度分まで)
	特 別 法 人 事 業 税	法人事業税(県税)の所得割額・収入割額に応じて法人事業税と併せてかかります。(令和元年10月1日以後に開始した事業年度分より)
	相 続 税	相続や遺贈によって取得した財産にかかります。
	贈 与 税	贈与によって取得した財産にかかります。
間 接 税	消 費 税	国内での商品の販売・サービスの提供や輸入品にかかります。
	酒 税	日本酒やビールといった酒類にかかります。
	た ば こ 税	たばこにかかります。
	た ば こ 特 別 税	たばこにかかります。
	揮 発 油 税	自動車用のガソリンといった揮発油にかかります。
	地 方 揮 発 油 税	自動車用のガソリンといった揮発油にかかります。
	航 空 機 燃 料 税	航空機の燃料にかかります。
	石 油 ガ ス 税	自動車用の石油ガス(LPガス)にかかります。
	石 油 石 炭 税	原油や石油製品、石炭などにかかります。
	自 動 車 重 量 税	自動車や軽自動車にかかります。
	印 紙 税	契約書・領収書などの法律で定められた文書にかかります。
	登 録 免 許 税	不動産や会社の登記などにかかります。
	電 源 開 発 促 進 税	電力会社が販売する電気にかかります。
	と ん 税	外国貿易船の港への入港にかかります。
	特 別 と ん 税	外国貿易船の港への入港にかかります。
	関 税	輸入品にかかります。
	国 際 観 光 旅 客 税	日本からの出国にかかります。

県税豆知識 その1

税金の分類

普通税:つかいみちが特定されていない税金

目的税:つかいみちが特定されている税金

直接税:税金を負担する人が直接納める税金

間接税:税金を負担する人が直接納めるのではなく、販売業者などを経て納める税金



地方税

「県税」の税目についての詳細は、P54に掲載の担当する事務所等へお問合せください。

「市町村税」の税目についての詳細は、P53に掲載の各市町の税務担当課へお問合せください。

県税	普通税	直接税	県民税	個人県民税	県内に住所又は事務所・事業所等を有する個人にかかります。
				法人県民税	県内に事務所・事業所等を有する法人にかかります。
				県民税利子割	預金の利子などにかかります。
				県民税配当割	上場株式の配当などにかかります。
				県民税株式等譲渡所得割	源泉徴収選択口座内における上場株式の売却益などにかかります。
			事業税	個人事業税	個人が行う事業にかかります。
				法人事業税	法人が行う事業にかかります。
			不動産取得税		土地や建物といった不動産の取得にかかります。
			自動車税		自動車の所有にかかります。
			鉱区税		鉱区(鉱業権の登録を受けた区域)にかかります。
			県固定資産税		大規模な償却資産に、市町が課することができる限度を超える部分についてにかかります。(現在、県内に対象となる償却資産はありません。)
			核燃料税		石川県が独自に課す法定外税で、発電用原子炉の発電事業などにかかります。
		間接税	地方消費税		消費税額に応じて消費税(国税)と併せてにかかります。
			県たばこ税		県内で消費者に販売されるたばこにかかります。
			ゴルフ場利用税		ゴルフ場の利用にかかります。
			軽油引取税		軽油の引取りなどにかかります。
	目的税	直接税	狩猟税		狩猟者の登録を受ける人にかかります。
市町村税	普通税	直接税	市町村民税	個人市町村民税	市町村の区域内に住所又は事務所・事業所等を有する個人にかかります。
				法人市町村民税	市町村の区域内に事務所・事業所等を有する法人にかかります。
			固定資産税		土地や家屋、償却資産にかかります。
			軽自動車税		軽自動車や二輪の小型自動車、原動機付自転車などの所有にかかります。
			鉱産税		鉱物を採掘する事業にかかります。
		間接税	市町村たばこ税		市町村の区域内で消費者に販売されるたばこにかかります。
	目的税	直接税	事業所税		指定都市等(県内では金沢市)の区域内で行う事業にかかります。
			都市計画税		都市計画区域を有する市町村の市街化区域内にある土地や家屋にかかります。
			水利地益税※		水利事業等によって特に利益を受ける土地や家屋にかかります。
			共同施設税※		共同施設によって特に利益を受ける人にかかります。
			宅地開発税※		市街化区域のうち公共施設の整備が必要な区域内で宅地開発を行う人にかかります。
			国民健康保険税		国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります。
		間接税	入湯税		鉱泉浴場(温泉)への入湯にかかります。
			宿泊税		金沢市が独自に課す法定外税で、金沢市内に所在する宿泊施設へ宿泊する人にかかります。

※水利地益税・共同施設税・宅地開発税について、県内で課税している市町はありません。

令和8年度税制改正(県税関係)

令和8年度税制改正による県税に関する改正事項のうち、主なものは次のとおりです。

個人県民税 [令和9年1月1日施行]

諸控除の見直し

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、個人住民税について、給与所得控除をはじめとして各種控除の見直しがされました。

改正内容	改正前		改正後
給与所得控除	最低保障額 65万円		最低保障額 74万円 ※引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の 時限措置
扶養親族等に係る 所得要件の引上げ	合計所得金額 58万円		合計所得金額 62万円
ひとり親控除の 見直し	控除額 30万円		控除額 33万円
非課税ライン (単身者の場合)	基本額等 45万円 給与所得控除65万円		基本額等 45万円(変更無し) 給与所得控除74万円(+9万円)

ふるさと納税における特例控除額の定額上限の設定

特例控除額について、193万円(給与収入1億円相当)が上限として新たに設定されます。寄附額に上限はなく、特例控除額の上限を超えた場合であっても、基本分の控除は適用されます。

個人県民税について、詳しくは8～15ページをご覧ください。

軽油引取税 [令和8年4月1日施行]

当分の間税率の廃止

令和8年4月1日以降の軽油の引取に対して課する軽油引取税の税率が、当分の間税率の廃止に伴い引き下げられました。

税率	改正前	改正後
	32.1円/L	15.0円/L

軽油引取税について、詳しくは39、40ページをご覧ください。

不動産取得税 [令和8年4月1日施行]

免税点の引上げ

物価指数等の上昇を踏まえ、免税点が引上げられました。

区分		改正前	改正後
土地		10万円	16万円
家屋	建築	23万円	66万円
	その他	12万円	34万円

不動産取得税について、詳しくは32～35ページをご覧ください。

車 体 課 税 [令和8年4月1日施行]

自動車税環境性能割の廃止

米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和8年4月1日に廃止されました。これに伴い、自動車税種別割は、自動車税に名称変更されました。

グリーン化特例(軽課)の延長

より環境性能の優れた自動車の普及を後押しする観点から、グリーン化特例(軽課)の適用期限が2年間延長されました。

特例割合	適用対象車		取得期間
75%軽減 (取得の翌年度に限る)	電気自動車、燃料電池自動車、 プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車		R7.4.1～ R10.3.31
	営業用 乗用車 に限る	R12燃費基準90%達成(注) ※令和7年度取得分を対象とし、延長はありません。	R7.4.1～ R8.3.31

(注)特例措置の適用には、上記に加え、一定の排ガス性能が必要です。

自動車税について、詳しくは41～43ページをご覧ください。

県税のあらまし

県 民 税

県民税は、県が行う様々な行政サービスに必要な費用を広く県民のみなさんに負担していただくもので、個人県民税、法人県民税、利子等に係る県民税、配当等に係る県民税及び株式等譲渡所得に係る県民税に分かれます。また、県民税は市町村民税と併せて住民税とも呼ばれます。

個人県民税（個人の県民税）

【納める人】

毎年1月1日（賦課期日）現在 ※

（１）県内に住所がある個人……………均等割・所得割

（２）県内に事務所・事業所や家屋敷があり、その所在する市や町に住所がない個人…均等割

※課税や納税の事務は、個人の市町村民税と一緒に市町で行っています。

【納める額】

個人の県民税は、均等の額によって負担していただく均等割と所得金額に応じて負担していただく所得割の二本立てとなっています。

（１）均等割……………1,500円

うち500円は「いしかわ森林環境税」分です。

また、市町及び県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源を確保するため、令和6年度より森林環境税(国税)として年額1,000円が課税されています。

（２）所得割……………課税所得金額の4%

【非課税】個人県民税が非課税となるのは、次の場合です。

区 分	要 件
均等割も所得割もかからない方	(1) 生活保護法の規定により生活扶助を受けている場合 (2) 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の場合
均等割がかからない方	前年中の合計所得金額が、市町の条例で定める次の金額以下の場合 ① 金沢市の場合 ・同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 32万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+19万円 +10万円 ・同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 32万円+10万円 ② 小松市の場合 ・同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 31.5万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+18.9万円+10万円 ・同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 31.5万円+10万円 ③ その他の市町の場合 ・同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 28万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+16.8万円 +10万円 ・同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 28万円+10万円
所得割がかからない方	前年中の総所得金額等が、次の金額以下の場合 ・同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+32万円 +10万円 ・同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 35万円+10万円

【所得割の計算方法】

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{前年の} \\ \text{収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費(専従者控除を含む)} \\ \text{又は給与所得控除額} \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \hline \end{array}$$
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率※} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array}$$

※県民税4%、市町村民税6%

（注）退職金などの退職所得と土地や建物を売った場合などの譲渡所得については、他の所得と区分して課税されます。

【給与所得控除】

給与等の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	65万円
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	収入金額 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

■所得金額調整控除

令和3年度分以後、次に該当する場合、給与所得に対して所得金額調整控除が適用されます。

適用対象者	調整控除額
1 給与等の収入金額が850万円を超える方で次のいずれかに該当する場合 (1) 本人が特別障がい者に該当する (2) 23歳未満の扶養親族を有する (3) 特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する	(給与等の収入金額※－850万円)×10% ※給与等の収入金額が1,000万円超の場合は、1,000万円から850万円を控除した金額に10%を乗じる。
2 給与所得控除後の給与等の金額(A)及び公的年金等に係る雑所得の金額(B)がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える方	{(A※)+(B※)}－10万円 ※10万円を超える場合は、10万円 上記1の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得金額から控除。

■専従者控除

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で専らその事業に従事する方がいる場合には、次の金額が必要経費とされます。

- (1) 青色申告 …… 青色事業専従者に支払われた適正な給与額
- (2) 白色申告 …… 事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額
 - ① 50万円(ただし、配偶者である事業専従者については86万円)
 - ② 事業専従者控除前の所得金額÷(事業専従者数+1)

【所得控除】

種 類	控 除 額																				
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 (1) (損失額※－保険金等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10) (2) (災害関連支出の金額－保険金等により補てんされた額)－5万円 ※ 損失額＝損害金額＋災害関連支出の金額																				
医療費控除	次のいずれかにより算出した額 (1) (支払った医療費－保険金等により補てんされた額)－ (総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない方の額) [限度額200万円] (2) (支払った特定一般用医薬品等購入費の額－保険金等で補てんされた額) －12,000円 [限度額88,000円] ※ (2)は検診・予防接種等により、健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の 取り組みを行っている個人が対象となり、「セルフメディケーション税制」ともいわれて います。																				
社会保険料控除	支払った金額																				
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額																				
生命保険料控除	(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る控除 「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」、「個人年金保険料控除」は、次 により算出した額 [それぞれの適用限度額28,000円、最高限度額70,000円] <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th><th>生命保険料控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td><td>支払った保険料の金額</td></tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td><td>支払った保険料×1/2+6,000円</td></tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td><td>支払った保険料×1/4+14,000円</td></tr> <tr> <td>56,000円超</td><td>28,000円</td></tr> </tbody> </table> (2) 平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)に係る控除 旧契約を元とする「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に関しては、次 により算出した額 [それぞれの適用限度額35,000円、最高限度額70,000円] <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th><th>生命保険料控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td><td>支払った保険料の金額</td></tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td><td>支払った保険料×1/2+7,500円</td></tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td><td>支払った保険料×1/4+17,500円</td></tr> <tr> <td>70,000円超</td><td>35,000円</td></tr> </tbody> </table> ※「一般生命保険料控除」及び「個人年金保険料控除」について、新契約と旧契約の両方の 控除の適用を受ける場合は、それぞれの方法で計算した金額の合計額で28,000円を限度と する。	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	12,000円以下	支払った保険料の金額	12,000円超 32,000円以下	支払った保険料×1/2+6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払った保険料×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	15,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円超 40,000円以下	支払った保険料×1/2+7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払った保険料×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円
支払った保険料の金額	生命保険料控除額																				
12,000円以下	支払った保険料の金額																				
12,000円超 32,000円以下	支払った保険料×1/2+6,000円																				
32,000円超 56,000円以下	支払った保険料×1/4+14,000円																				
56,000円超	28,000円																				
支払った保険料の金額	生命保険料控除額																				
15,000円以下	支払った保険料の金額																				
15,000円超 40,000円以下	支払った保険料×1/2+7,500円																				
40,000円超 70,000円以下	支払った保険料×1/4+17,500円																				
70,000円超	35,000円																				

種 類	控 除 額																	
地震保険料控除	その年に支払った保険料の金額に応じて、次により算出した額																	
	(1) 地震保険料 支払った保険料の金額 × 1/2 [限度額25,000円]																	
	(2) 旧長期損害保険料 (平成18年12月31日以前に締結した長期損害保険契約等) [限度額10,000円]																	
	<table><tr><th>支払った保険料の金額</th><th>地震保険料控除額</th></tr><tr><td>5,000円以下</td><td>支払った保険料の金額</td></tr><tr><td>5,000円超 15,000円以下</td><td>支払った保険料×1/2+2,500円</td></tr><tr><td>15,000円超</td><td>10,000円</td></tr></table>	支払った保険料の金額	地震保険料控除額	5,000円以下	支払った保険料の金額	5,000円超 15,000円以下	支払った保険料×1/2+2,500円	15,000円超	10,000円									
	支払った保険料の金額	地震保険料控除額																
5,000円以下	支払った保険料の金額																	
5,000円超 15,000円以下	支払った保険料×1/2+2,500円																	
15,000円超	10,000円																	
(3) 上記(1)と(2)の両方がある場合 それぞれの控除額の合計額 [限度額25,000円]																		
障がい者控除	本人・同一生計配偶者・扶養親族が障がい者の場合 26万円 上記のうち特別障がい者については 30万円 同一生計配偶者・扶養親族が同居特別障がい者の場合 53万円																	
寡婦控除	本人が寡婦 26万円 ※扶養親族である子がいらない、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の方																	
ひとり親控除	本人がひとり親 30万円 ※ 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が58万円以下)を有する単身者、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の方																	
勤労学生控除	本人が勤労学生 26万円 ※ 前年中、自己の勤労に基づく給与所得が有り、合計所得金額が75万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得の合計額が10万円以下の場合に限りします。																	
配偶者控除	<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td rowspan="2">控除額</td><th>一般の配偶者</th><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><th>70歳以上の配偶者</th><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table> ※ 本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が58万円以下の場合に限りします。			納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	控除額	一般の配偶者	33万円	22万円	11万円	70歳以上の配偶者	38万円	26万円	13万円
				納税義務者の合計所得金額														
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下														
控除額	一般の配偶者	33万円	22万円	11万円														
	70歳以上の配偶者	38万円	26万円	13万円														
配偶者特別控除	配偶者の前年の合計所得金額に応じた金額 [限度額33万円] ※ 本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が133万円以下の場合に限りします。 ※ 配偶者が控除対象配偶者である場合は、配偶者特別控除の適用はありません。																	
扶養控除	控除対象扶養親族(扶養親族のうち16歳以上の者)一人につき、33万円 ただし、控除対象扶養親族が19歳以上23歳未満である場合・・・45万円 控除対象扶養親族が70歳以上である場合・・・38万円 納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、納税義務者又はその配偶者のいずれかと同居している70歳以上の控除対象扶養親族一人につき45万円																	
特定親族特別控除	生計を一にする19歳以上23歳未満の自己の配偶者以外の親族等(青色事業専従者等に該当する者は除く。)のうち、前年の合計所得金額が123万円以下で、控除対象扶養親族に該当しない者を有する納税義務者について、それぞれ次の区分に応じた金額 ア 特定親族の前年の合計所得金額が95万円以下である場合・・・45万円 イ 特定親族の前年の合計所得金額が95万円超115万円以下である場合 ・・・63万円－{(合計所得金額－84万1円)×2} (注) { }内の計算において、10万円の整数倍の金額から8万円を控除した金額でないときは、{ }内の金額に満たないもののうち最も近い整数倍の金額から8万円を控除した金額 ウ 特定親族の前年の合計所得金額が115万円超120万円以下である場合 ・・・6万円 エ 特定親族の前年の合計所得金額が120万円超の場合・・・3万円																	
基礎控除	納税義務者の前年の合計所得金額が 2,400万円以下の場合 43万円 2,400万円超 2,450万円以下の場合 29万円 2,450万円超 2,500万円以下の場合 15万円																	

【税額控除】

種 類	控 除 額
調整控除	税源移譲による所得税と個人住民税の人的控除(扶養控除、基礎控除等)の差から生ずる負担増を調整するため、次により算出した額を所得割額から控除します。 (1) 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合 次のいずれか少ない方の金額の5% (県民税2%、市町村民税3%)を控除 ①所得税と個人住民税の各人的控除額の差の合計額 ②課税所得金額 (2) 個人住民税の課税所得金額が200万円超の場合 $\{(1)①の額 - (課税所得金額 - 200万円)\} \times 5\%$ (県民税2%、市町村民税3%) ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。 ※合計所得金額が2,500万円を超える方は適用されません。
住宅借入金等特別税額控除	平成21年から令和12年12月までに住宅に入居した方について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を翌年度の個人住民税から控除します。
寄附金税額控除	詳しくは13ページをご覧ください。

【申告と納税】 個人の市町村民税と一緒に市または町で行います。

■申告

- ・ 申告期限は3月15日です。
- ・ 所得税の確定申告書を提出した場合は、個人県民税の申告書を提出する必要はありませんが、所得税の確定申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。
- ・ 給与所得のみの人は申告書を提出する必要はありませんが、前年中に火災や盗難にあったことによる雑損控除又は自分や家族が病気にかかったことによる医療費控除を受けようとする場合には、期限までに申告書を提出してください。

■納税

- ・ 給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与から徴収(天引き)されます。
※ 給与や公的年金の支給前に徴収(天引き)される制度を特別徴収といいます。
- ・ 給与所得者以外の所得者については、一般的には6月、8月、10月及び翌年の1月の4回に分けて、市町から送られる納税通知書によって納めます。
※ 退職者については、退職手当の支払の際に支払者が退職手当から差し引いて納めます。
- ・ 4月1日現在65歳以上の公的年金受給者については、公的年金支給時(年6回)に年金から特別徴収されます。
※ 介護保険料が年金から引き落としされていない方、引き落とされる税額が老齢基礎年金等の額を超える方などは、特別徴収の対象となりません。
※ 公的年金から特別徴収されるのは、年金所得の金額から計算した県民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した県民税額は、給与からの特別徴収又は納税通知書により納めます。

参考1

県内に住むサラリーマンAさんの県民税は？

- 家族構成 本人(45歳)、妻(42歳)、子供2人(中学生(14歳)1人、高校生(17歳)1人)
- 前年の給与500万円、社会保険料40万円、生命保険料10万円(平成24年1月1日以後に締結した新契約に係るもの)、妻の所得なし

(計算方法)

○ 均等割額は、 **1,500円** です。

○ 所得割額は、

$$\begin{array}{rcl} 5,000,000\text{円} & - & 1,440,000\text{円} = 3,560,000\text{円} \\ \text{(収入金額)} & & \text{(給与所得控除額)} \quad \text{(所得金額)} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} 3,560,000\text{円} & - & 1,518,000\text{円} = 2,042,000\text{円} \\ \text{(所得金額)} & & \text{(所得控除)} \quad \text{(課税所得金額)} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} 2,042,000\text{円} & \times & 4\% = 81,680\text{円} \\ \text{(課税所得金額)} & & \text{(県民税の税率)} \quad \text{(調整控除前所得割額)} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} 81,680\text{円} & - & 2,160\text{円} = 79,500\text{円} \\ \text{(調整控除前所得割額)} & & \text{(調整控除※)} \quad \text{(調整控除後所得割額)} \end{array}$$

※100円未満切り捨て

所得控除の内訳	
社会保険料控除	400,000円
生命保険料控除	28,000円
配偶者控除	330,000円
扶養控除 (0円+330,000円)	330,000円
基礎控除	430,000円
計	1,518,000円

したがって、Aさんの納める個人県民税は、

$$\begin{array}{rcl} 1,500\text{円} & + & 79,500\text{円} = 81,000\text{円} \\ \text{(均等割額)} & & \text{(所得割額)} \end{array} \quad \text{となります。}$$

なお、個人県民税のほかに個人市町村民税も課税されます。

※調整控除の計算

国から地方への税源移譲に伴う所得税と個人住民税の人的控除額の差を調整するための控除

<人的控除額>

・ 配偶者控除	380,000円	-	330,000円	=	50,000円	 ①
	(所得税の控除額)		(個人県民税の控除額)		(控除額の差)	
・ 扶養控除	380,000円	-	330,000円	=	50,000円	 ②
	(所得税の控除額)		(個人県民税の控除額)		(控除額の差)	
・ 基礎控除	480,000円	-	430,000円	=	50,000円	 ③
	(所得税の控除額)		(個人県民税の控除額)		(控除額の差)	

$$\{ (50,000\text{円} + 50,000\text{円} + 50,000\text{円}) - (2,042,000\text{円} - 2,000,000\text{円}) \} \times 2\% = 2,160\text{円}$$

(人的控除額の差(①+②+③)) (課税所得金額-200万円) (県民税2%)

(注1) 計算後の調整控除額が個人市町村民税分とあわせて2,500円未満の場合は、2,500円(県民税1,000円、市町村民税1,500円)となります。

(注2) 課税所得金額により調整控除の計算が変わります。

参考2

退職金にかかる個人県民税(所得割)の求め方

$$\text{税額} = (\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \text{(注1)(注2)} \times \text{税率}$$

(注1) 役員等としての勤続年数が5年以下である方が支払を受ける退職金については適用がありません。

(注2) 令和4年1月1日以後、勤続年数が5年以下の役員等以外の退職金において、退職所得控除額を控除した残額のうち300万を超える部分については適用がありません。

退職所得控除額の求め方

(1) 通常の退職の場合

勤続年数が20年以下の場合 40万円 × 勤続年数 [80万円未満の場合は80万円]

勤続年数が20年を超える場合 70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円

(注) 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、切り上げとなります。

(2) 障がい者になったことに直接起因して退職した場合

..... ((1)によって計算した金額) + 100万円

(例) 今年の8月に勤続24年5月で退職し、その際2,000万円の退職金を受けた場合

$$(20,000,000\text{円} - 11,500,000\text{円}) \times \frac{1}{2} \times 4\% = 170,000\text{円}$$

(県民税の税率)

個人住民税の寄附金控除

1 都道府県・市区町村に対する寄附金(いわゆる「ふるさと納税」)

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、地方公共団体(都道府県や市区町村)に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、個人住民税や所得税が軽減されます。

■ふるさと納税の例

年収700万円の給与所得者Aさん(石川県在住、夫婦と子供2人の世帯)が、B県に70,000円を寄附した場合

※Aさんの所得税率は10%、個人住民税所得割額は35万円として計算しています。

寄附額			70,000円
税の軽減額			▲68,000円
内 訳	住民 税 個人	基本控除額	▲6,800円
		特例控除額	▲54,258円
	所得税及び復興特別所得税		▲6,942円
負担額			2,000円

※平成26年度から令和20年度までは、復興特別所得税を考慮して控除額を計算します。

合計で68,000円が軽減されます。

■軽減額の計算

【個人住民税での軽減額】(税額控除)

(1)基本控除

(寄附金^(注1) - 2,000円) × 10%

※基本控除は、ふるさと納税以外の寄附金についても適用されます。

(2)特例控除^(注2)

(寄附金 - 2,000円) ×

(90% - 寄附者に適用される所得税率^(注3))

【所得税での軽減額】(所得控除)

(寄附金 - 2,000円) ×

寄附者に適用される所得税率^(注3)

(注1) 総所得金額の30%が限度です。

また、複数の地方公共団体やその他の団体に寄附を行った場合は、その寄附金の合計額で計算します。

(注2) 特例控除額の上限は、個人住民税の所得割額の20%の金額※です。※(R9.1.1施行)193万円が上限。

また、特例控除は総務大臣が指定した地方公共団体に対して寄附した場合に適用されます。

(注3) 所得税率は寄附者の所得によって異なります(5~45%)。

また、平成25年分から令和19年分までは、所得税率に復興特別所得税率(2.1%)を乗じて得た率を加算して計算します。

2 その他の個人住民税の控除対象となる寄附金

(1)石川県共同募金会・日本赤十字社石川県支部に対する寄附金

(2)石川県や県内市町が条例で指定する寄附金

ア 石川県が条例で指定した寄附金(個人県民税分)

石川県が条例で指定した控除対象寄附金は、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金(公益法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人等に対する寄附金)のうち、県内に事務所を有する法人・団体に対する寄附金です(当該事務所で収納したものに限りです)。

イ 県内市町が条例で指定した寄附金(個人市町村民税分)

県内各市町の個人市町村民税の控除対象寄附金の指定状況については、お住まいの市町の住民税担当課へお問い合わせください。

※ なお、「(2)石川県や県内市町が条例で指定する寄附金」の基本控除額の計算において、乗じる率は次のとおりです。

・石川県が指定した寄附金は4%

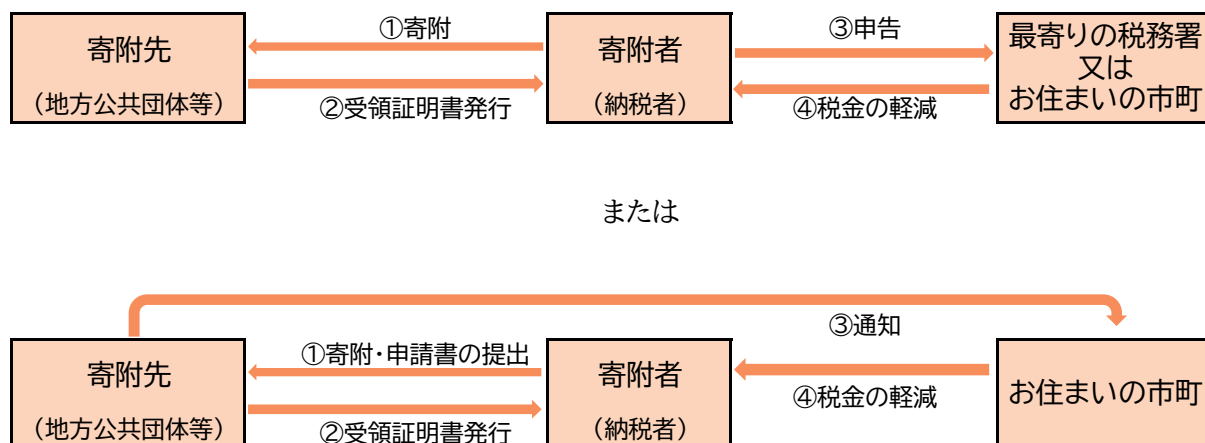
・県内市町が指定した寄附金は6%

したがって、石川県と県内市町双方が指定した寄附金は10%となります。

3 寄附金控除を受けるための手続

寄附金控除を受けるためには、寄附をされた方が、寄附先の発行する受領証明書(領収書)等を添えて、毎年1月1日から12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日までに住所地を管轄する税務署で所得税の確定申告をしていただく方法のほか、給与所得者等確定申告が不要な方でふるさと納税先が5団体以内の場合については、寄附をする際に、寄附先へ申請書を提出することによって、所得税控除分相当額を含めて個人住民税からの控除を受けることができます。(=ふるさと納税ワンストップ特例)

■特例が適用されるまでの流れ



個人住民税の特別徴収のお知らせ

従業員の個人住民税は、事業主の特別徴収が法律で義務づけられています！

石川県内のすべての市町は、個人住民税の特別徴収完全実施に取り組んでいます。

● 特別徴収制度とは

事業主が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税(市町村民税+県民税)を給与天引きにより徴収し、従業員の住所地の市町に納入する制度です。

地方税法には「給与所得者である場合、個人住民税は、特別徴収の方法によって徴収する」(321条の3)、「所得税を徴収して納付する義務のある者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない」(321条の4)と規定されており、

事業主や従業員の希望により「特別徴収」か「普通徴収」かを選択することはできない制度になっています。

県内全市町が、原則、すべての事業主の方を特別徴収義務者として指定しています。

これにより、事業主の方は、従業員の方の個人住民税を特別徴収(給与天引き)していただくことになります。

● 特別徴収事務の流れ

1月下旬 (1月31日まで)	①給与支払報告書を、毎年1月31日までに従業員の住所地の市町に提出してください。
5月中旬から下旬 (5月31日まで)	②従業員の住所地の市町から事業主あてに「特別徴収税額の決定通知書」が送付されます。
6月から翌年5月まで	③納税者へ税額を通知(税額決定通知書の配布) ④従業員の毎月の給与から税額を徴収
給与支給の翌月10日	⑤従業員の給与から徴収(給与天引き)した個人住民税は、給与支給の翌月10日までに市町から送付された納入書により市町へ納めてください。



特別徴収 Q&A

- Q1 特別徴収はしなければならないのですか。
A1 地方税法第321条の4及び各市町の条例により、従来から、原則として所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。
- Q2 従業員も少なく、特別徴収に関する事務をする余裕がないのですが。
A2 個人住民税の特別徴収は、事業主が行うべき法律上の義務とされていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
・個人住民税の特別徴収を実施しても、所得税のように税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。
・特別徴収をすると、従業員が納税のために金融機関や市町の窓口に出向く手間が省けます。
・従業員が常時10人未満の事業所等は、市町長の承認を受けて特別徴収税額の年12回の納期を年2回にする「納期の特例」制度(給与天引きは毎月実施)がありますので、該当する場合は、関係市町にご相談ください。
- Q3 アルバイトやパートも「特別徴収」をする必要がありますか。
A3 雇用形態に関わらず、所得税を源泉徴収されている従業員(アルバイトやパートを含む。)については、個人住民税についても特別徴収していただく必要があります。
- Q4 普通徴収が認められる場合はありますか。
A4 以下の基準に該当する場合は、当面、例外的に普通徴収が認められますので、市町にお申出ください。
A 総従業員数が2人以下(B~Fの理由に該当するすべての従業員数を除いた人)
B 他の事業所で特別徴収をされている方(乙欄適用者)
C 給与が少額で、特別徴収税額の引き取りができない方
D 給与の支払が不定期な方(給与の支払が毎月ではない方)
E 個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている方
F 退職者・退職予定者(5月末まで)及び休職者(4月1日現在で給与の支払を受けていない休職者に限る)

個人住民税の特別徴収に関する具体的な手続等については、従業員の住所地の市役所・町役場の住民税担当課までお問合せください。(連絡先は53ページをご覧ください)

法人県民税（法人の県民税）

【納める人】

区 分		均等割	法人税割
法人	県内に事務所・事業所を有する場合	○	○
	県内に事務所・事業所を有しないが、 県内に寮など(寮、宿泊所、クラブ等)を有する場合	○	—
公共法人	県内に事務所・事業所を有する場合(注1)	○	—
公益法人等	県内に事務所・事業所を有し、 収益事業(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行っている場合	○	○
	収益事業を行わない場合(注1)	○	—
法人でない社団又は財団で代表者や 管理人の定めのあるもの	県内に事務所・事業所を有し、 収益事業(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行っている場合(注2)	○	○
	収益事業を行わない場合	—	—
個人	県内に事務所・事業所を有し、 法人課税信託の引受けを行うことにより、法人税が課される場合	—	○

(注1) 公共法人及び公益法人等については、地方税法の規定により非課税とされるものがあります。

(注2) 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなされます。

【納める額】

区 分			納める税額	うち「いしかわ森林環境税」分	
均等割	(1) 公共法人及び公益法人等 (2) 人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの) (3) 一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く) (4) 資本金の額(又は出資金の額)を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) (5) 資本金等の額が1千万円以下の法人 ※ 非営利型の一般社団法人及び一般財団法人は(1)に含まれます		21,000円	1,000円	
	資本金等の額が 1千万円 を超え、 1億円 以下の法人		52,500円	2,500円	
	資本金等の額が 1億円 を超え、 10億円 以下の法人		136,500円	6,500円	
	資本金等の額が 10億円 を超え、 50億円 以下の法人		567,000円	27,000円	
	資本金等の額が 50億円 を超える法人		840,000円	40,000円	
区 分			納める税額	事業年度の開始日	
				平成26年 10月1日以後	令和元年 10月1日以後 (注1)
法人税割	資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社		法人税額 ×	4.0%	1.8% (1.4%)
	資本金の額(又は出資金の額)が1億円以下の法人	法人税額が 年額1千万円以下の法人	法人税額 ×	3.2%	1.0%
	など	法人税額が 年額1千万円を超える法人	法人税額 ×	4.0%	1.8% (1.4%)

(注1) 令和3年2月1日から令和5年1月31日までの間に終了する事業年度分については、新型コロナウイルス感染症等に係る法人税割の税率の特例により、()内の税率が適用されます。

※ 平成26年9月30日以前に開始した事業年度に係る税率については、金沢県税事務所にお問い合わせください。

※ 石川県においては、法人県民税法人税割について、地方税法に規定された標準税率に加えて超過税率を採用しています(昭和51年2月1日以後に終了する事業年度分より)。

・適用期間…令和13年1月31日までの間に終了する事業年度分

・超過税率…0.8%(ただし、令和3年2月1日から令和5年1月31日までの間に終了する事業年度分については0.4%)

・目的…石川県成長戦略の実現、令和6年能登半島地震等からの復旧・復興等に要する財源の一部に充てるため

※ 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号又は同条第17号の2に規定する額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)をいいます。

なお、平成27年度税制改正により、『資本金等の額(無償増減資等を加減算した額)』と『資本金に資本準備金を加算した額』を比較し、いずれか多い額が資本金等の額となりました(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。

【分割基準】

2以上の都道府県に事務所・事業所を設けている法人は、法人税割の課税標準の総額を下記の分割基準に基づいて関係都道府県に分割したうえで税額を計算し、申告納付することとされています。

業 種	分割基準
全業種	従業者数

【申告と納税】

申告と納税などは、すべて法人事業税と併せて行います。

申 告 の 種 類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告等 〔事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える普通法人〕	予定申告	$\left(\text{前事業年度の法人税割額} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right) + \text{均等割額}$	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告 〔予定申告の税額を超えない場合に限り選択可能〕	$(\text{法人税額} \times \text{税率}) + \text{均等割額}$	
確定申告		$[(\text{法人税額} \times \text{税率}) + \text{均等割額}] - \text{中間申告等により納付すべき額}$	事業年度終了の日から2か月以内(注)
公共法人・公益法人等で法人税割が課されないもの		均等割額	毎年4月30日

(注) 会計監査人による監査などの理由によって決算が確定しない法人で、法人税において申告期限の延長が承認され、国の税務官署において提出期限が指定された場合は、その指定された日が申告期限となります。

- ※ 均等割額については、事務所等を有する期間に応じて月割計算で算定した税額を申告して納めます。
- ※ 清算中の法人に対する課税については、金沢県税事務所にお問い合わせください。
- ※ 一定の大法人等の場合、令和2年4月1日以後開始する事業年度に係る申告については、地方税ポータルシステム(eLTAX)による電子申告で行うことが義務化されました。詳しくは、51ページの「地方税ポータルシステム(eLTAX)」をご参照ください。
- ※ 電子申告と同時に、地方税共通納税システムによる電子納付をすることができます。
詳しくは、地方税共同機構のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご参照ください。

(参考) 地方法人税 (国税)

平成26年3月31日に公布された「地方法人税法(平成26年法律第11号)」により地方法人税が創設されました。これに伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書を一つの様式としています(以下省略)

出典:国税庁作成リーフレット「地方法人税が創設されました」(平成26年9月)

【納める人】

法人税(国税)の納税義務がある法人

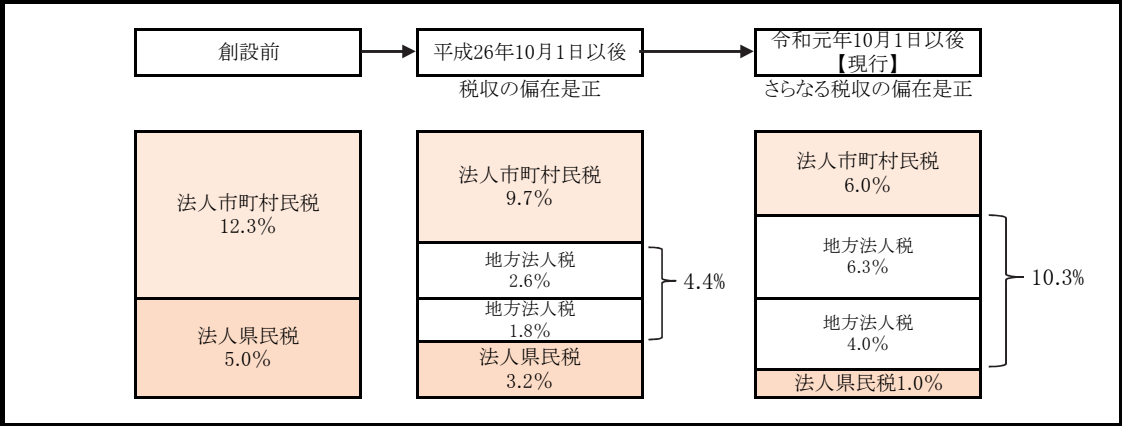
【納める額】

各事業年度の所得に対する法人税額(所得税額や外国税額等の控除前)の10.3%
(納付額は全額地方交付税の原資となります。)

【申告と納税】

法人税と同じ時期に国(税務署)に申告し、納付します。

法人住民税法人税割(地方税)と地方法人税(国税)の関係について (イメージ図)



法人市町村民税及び法人県民税は法人税割のみ、それぞれ標準税率を表示しています。

県民税利子割

県民税利子割は、預貯金の利子等の支払を受ける際に課税されます。

【納める人】

県内の金融機関等から利子等の支払を受ける個人（金融機関等を通じて納めます。）

【納める額】

支払を受けるべき利子等の額の5%
(所得税として別に15.315%が課税されます。)

【利子等とは】

次のものの利子、収益の分配、差益等をいいます。

- (1) 預貯金、合同運用信託
- (2) 私募公社債等運用投資信託等
- (3) 懸賞金付預貯金等
- (4) 金融類似商品・・・定期積金、相互掛金、抵当証券、金貯蓄(投資)口座、外貨建預貯金、一時払保険

【申告と納税】

金融機関等が、利子等の支払の際に徴収し、毎月分を翌月10日までに申告納入します。

【非課税】

次の方を対象に、一定の利子は非課税となります。

(非課税制度を利用する際には、金融機関等で手続を行ってください。)

対 象	種 類	限度額	内 容
障害者等	少額預金非課税制度 (マル優)	350万円	預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託 及び一定の有価証券
	少額公債非課税制度 (特別マル優)	350万円	国債、地方債
給与所得者	財形住宅貯蓄	合わせて 550万円	給与所得者の給料からの天引預金
	財形年金貯蓄		
非居住者が支払を受ける利子等			
所得税において非課税とされる利子等			

【市町への交付】

県に納められた県民税利子割のうち59.4%は、県内の市町に交付されます。

【参考 法人に係る利子割の廃止】

平成25年度税制改正により、法人が平成28年1月1日以後に支払いを受ける利子等については利子割課税の対象外となりました。これに伴い、平成28年1月1日以後に支払いを受ける利子等から、県民税法人税割との調整(※)は廃止されました。

〔※法人が納めた利子割額は、法人県民税(法人税割)との二重課税を調整するため、法人県民税の申告の際に、法人税割額から既に納めた利子割額が控除されます。控除しきれない場合は、還付されます。〕

県民税配当割

県民税配当割は、上場株式等の配当等について課税されます。

【納める人】

県内に住所を有し、株式会社等から特定配当等の支払を受ける個人(株式会社等を通じて納めます。)

【特定配当等とは】

次のものの配当等をいいます。

- (1) 上場株式等
- (2) 公社債投資信託以外の証券投資信託で公募によるもの(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配
- (3) 特定投資法人の投資口
- (4) 特定公社債(国債・地方債・公募公社債・上場公社債など)、公募公社債投資信託の受益権、特定目的信託(公募に限る。)の社債的受益権

【納める額】

区 分	納める額
源泉徴収選択口座を利用するもの(注)	(源泉徴収選択口座内の特定配当等の額 - 同口座内の上場株式等の譲渡損失の額) × 5 %
上記以外のもの	特定配当等の額 × 5 %

(県民税配当割に加え、所得税として別に15.315%が課税されます。)

(注) 源泉徴収選択口座を利用する場合、証券会社等へ源泉徴収選択口座への配当等の受け入れに関する届出が必要です。

【申告と納税】

特定配当等の支払をする者が、特定配当等の支払の際に徴収し、毎月分を翌月10日までに申告納入します。

【市町への交付】

県に納められた県民税配当割のうち59.4%は、県内の市町に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

県民税株式等譲渡所得割は、源泉徴収選択口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の上場株式等の譲渡益について課税されます。

【納める人】

県内に住所を有し、証券会社等に源泉徴収選択口座を開設し、上場株式等の譲渡益の支払を受ける個人(証券会社等を通じて納めます。)

【納める額】

特定株式等譲渡所得金額の5%(所得税として別に15.315%が課税されます。)

【申告と納税】

証券会社等が、上場株式等の譲渡益の支払をする際に徴収し、年間分をまとめて翌年の1月10日までに申告納入します。

【市町への交付】

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち59.4%は、県内の市町に交付されます。

いしかわ森林環境税

水源のかん養や山地災害の防止など、森林の多様な公益的機能が将来にわたって維持されるよう、社会全体で森林環境の保全を図り、森林を良好な姿で次の世代に引き継いでいくことを目的として、「いしかわ森林環境税」を平成19年4月1日から導入しました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

「いしかわ森林環境税」は、県民税均等割に上乗せして徴収します。

【納める人】(県民税均等割と同じ)

- **個人** 県内に住所等があり、かつ一定以上の所得のある方
※ 次の方々は、県民税均等割の非課税措置が適用されます。
 - ① 生活保護法の規定により生活扶助を受けている方
 - ② 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の方
 - ③ 前年中の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の方
- **法人** 県内に事務所等を有する法人

【納める額】(県民税均等割に下記の金額を上乗せ)

- **個人** 年額 500円
- **法人** 均等割額の5%相当額

区 分	年税額
次に掲げる法人	
(1) 公共法人及び公益法人等	
(2) 人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの)	
(3) 一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く)	
(4) 資本金の額(又は出資金の額)を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)	
(5) 資本金等の額が1千万円以下の法人	1,000円
資本金等の額が1千万円を超え、1億円以下の法人	2,500円
資本金等の額が1億円を超え、10億円以下の法人	6,500円
資本金等の額が10億円を超え、50億円以下の法人	27,000円
資本金等の額が50億円を超える法人	40,000円

【納税方法】(県民税均等割と併せて納税)

- **個人** 給与所得者 雇用主が給与から特別徴収して市町へ納めます。
個人事業者等 市町から送付される納税通知書により金融機関等で納めます。
公的年金受給者 年金保険者が公的年金支給時に年金から特別徴収して納めます。
- **法人** 県に申告して納めます。

【実施期間】

- **個人** 平成19年度分から令和8年度分まで
- **法人** 平成19年4月1日から令和9年3月31日までの間に終了する事業年度分

令和3年度に第三者からなる評価委員会において、税導入の効果などを検討した結果を踏まえ、令和4年度から5年間継続することとした県税条例の改正を行いました。

「いしかわ森林環境税」は、その全額を「いしかわ森林環境基金」へ積み立て、基金から必要な事業へ充当して、使い道が明らかになるよう管理を行い、公表します。



私たちの暮らしを支える森林のはたらき

県土の約7割を占める森林は、再生産可能な資源である木材を供給して循環型社会づくりに寄与するだけでなく、土砂災害や洪水を防止し、良質な水を育み、二酸化炭素を吸収して地球温暖化の防止に貢献するなど、さまざまな機能をもっています。このようなはたらきを森林の公益的機能といい、森林は私たちの暮らしには欠かすことができない存在です。



※石川県の森林がもつ公益的機能をお金に換算すると、年間1兆1,350億円にもなり、県民一人あたりが森林から受ける恩恵は、年間約100万円になると試算されます。



「いしかわ森林環境税」を活用した取組について

第4期対策
(R4～R8)

◎ 野生獣の出没を抑制するための里山林における緩衝帯の整備

近年、クマやイノシシなどの野生獣の人里への出没が増加し、安全・安心な生活環境への大きな脅威となっています。

このため、集落周辺の里山林において、野生獣の隠れ場所になるヤブの刈払いなどを行い、見通しを良くすることで、集落と野生獣の生息域との境界を形成する取組み（緩衝帯の整備）を進めます。

現状



実施後



整備前



整備後

◎ 豪雨による山地災害を防止するための放置竹林の除去

県内の竹林は、タケノコや竹材加工品の資材などの生産のため利用されてきました。しかし、安い輸入タケノコや竹材の代替品の増加などにより、管理されなくなった竹林（放置竹林）が増加し、周辺の森林へ拡大することで、森林のもつ公益的機能が低下し、豪雨による山地災害の発生などにつながるおそれがあります。

このため、集落周辺などの放置竹林を除去し、健全な広葉樹林へ転換する取組みを進めます。

● 放置竹林が過密化し、周辺の森林に拡大



● 放置竹林を除去



人家裏の放置竹林



—— 下草や広葉樹の育成を促す ——



除去前



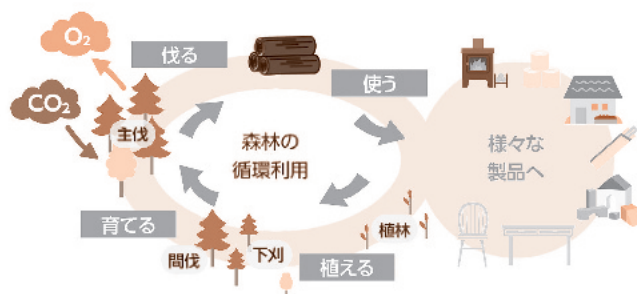
除去後

◎ 森林の適切な手入れを進めるための県産材の利用促進対策

県内の人工林（スギなど人の手で植えられた森林）の多くは木材として利用可能な時期を迎えています。

木材は「伐る、使う、植える、育てる」のサイクルで再生産が可能な環境に優しい資源であり、県産材を利用することは、森林の適切な手入れを進め、森林を健全な状態に維持することにつながります。

このため、県産材を使用した住宅や民間施設への支援や、県産材利用の普及啓発などの取組みを進めます。



県産材の利用を促進する取組

いしかわの森で作る住宅推進事業

県産材を使った住宅等を新築、増改築、購入する方への助成

- 申請条件**
- 県産材住宅ビルダー（県に登録した事業者）が建築した建物
 - 新築の場合、延べ床面積70㎡以上
 - 木塀、ウッドデッキは施工面積に助成単価を乗じた金額が5万円以上であること



いしかわの木づくり表彰

県産材利用の模範となるような建築物や県産材使用製品などの表彰制度



**石川県産材
ロゴマーク**

県産材を使用した製品や建物などに表示し、県産材の利用をPRしています。

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業

県産材を使用する民間施設について建築費の一部を助成

**施設
対象となる**

- 民間事業者が整備する店舗や事業所、ホテル等の非住宅施設

【助成施設の要件】

木 造：延べ床面積150㎡以上、県産材使用率50%以上
木質内外装：県産材施工面積30㎡以上

【補助率】

県産材に係る材料費、工事費の1/2
(CLT*等の木質新材材の材料費は3/4)

【補助上限額】

木 造：延床面積150㎡以上～300㎡未満 200万円
300㎡以上～400㎡未満 300万円
400㎡以上～500㎡未満 400万円
500㎡以上 500万円

木質内外装：200万円

(木質新材材を使用する場合は補助上限1.5倍)

**【助成対象施設
のイメージ】**



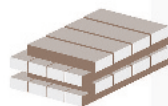
ホテル(木造)



店舗(木質内外装)

※CLT= Cross Laminated Timber

小さな板を繊維方向が直交するように接合した厚みのある木製パネル。
壁や床に使用され、鉄筋コンクリートに比べて工期を短縮できるなどの利点があります。



◎ 森林や木材利用に対する理解の増進と県民参加による森づくりの推進

森林や木材利用に対する県民の皆さまの理解の増進と、県民参加の森づくりの推進を図るため、子ども達を対象とした森林環境教育やボランティア団体等が行う森づくり活動への支援、木育に関する出前講座の開催などに取組みます。



子ども達を対象とした森林環境教育



企業やボランティア団体による森づくり活動



木の良さを伝える木育出前講座

事業税

事業を行う場合には、道路などの各種の県の施設を利用して収益活動を行っていることから、この税金は、その経費の一部を負担していただくもので、個人の事業税と法人の事業税に分かれます。

個人事業税(個人の事業税)

【納める人】

県内に事務所・事業所を設けて、次の事業を行っている個人

【納める額】

区 分	納める額	事業の種類			
第一種事業	課税所得金額の 5%(税率)	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業
		保険業	船舶定係場業	飲食店業	商品取引業
		金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業
		物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業
		不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業
		製造業	印刷業	問屋業	案内業
		電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業
		土石採取業	写真業	公衆浴場業 (サウナ等)	
		電気通信事業	席貸業	演劇興行業	
		運送業	旅館業	遊技場業	
第二種事業 (注)	課税所得金額の 4%(税率)	畜産業	水産業	薪炭製造業	
第三種事業	課税所得金額の 5%(税率)	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業 (銭湯)
		歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業
		薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業
		獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業
		弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業
		司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業
		行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業
	課税所得金額の 3%(税率)	あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復 その他の医業に類する事業			装蹄師業

(注) 家族などの自家労力を主としている(家族や同居の親族の年間労働日数が全体の2分の1を超える場合)

第二種事業には、税金がかかりません。

【税額の計算】

$$\boxed{\text{前年の総事業収入}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{前年の事業所得金額}}$$

$$\boxed{(\text{前年の事業所得金額} - \text{各種控除額})} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

※所得税における青色申告特別控除は個人事業税には適用されません。

【各種控除額】

項目	控除額
事業専従者控除	事業主と生計を一にする15歳以上の親族で専らその事業に従事する者がいる場合には、次の金額が所得の計算上必要経費とされます。 (1) 青色申告者……青色事業専従者に支払われた適正な給与額 (2) 白色申告者……事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額 ①50万円(ただし、配偶者である事業専従者については86万円) ②事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者数+1)
事業主控除	年290万円(事業を行った期間が1年未満の場合は月割額)
損失の繰越控除	青色申告者に限り、事業所得の損失は、その生じた年の翌年から3年間(令和6年能登半島地震などの特定非常災害により生じた損失に係る場合は5年間)にわたって控除できます。
被災事業用資産の損失の繰越控除	震災・風水害・火災等の災害により事業用資産に損害を受けた場合には、損失の生じた年の翌年から3年間(令和6年能登半島地震などの特定非常災害により生じた損失に係る場合は5年間)にわたって控除できます。
事業用資産の譲渡損失控除と譲渡損失の繰越控除	事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額についても、事業による所得の計算上控除することができます。 なお、青色申告者については、控除しきれなかった場合には、翌年以降3年間控除できます。

【申告と納税】

■申告

- ・ 申告期限は3月15日です。
- ・ 年の中途に事業をやめた方は、やめた日から1か月以内(死亡により事業をやめたときは4か月以内)に申告してください。
- ・ 所得税の確定申告書や県・市町村民税の申告書を提出した場合には、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。この場合、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄や県・市町村民税の申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記入してください。

■納税

- ・ 県から送られる納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めます。
(税額が1万円以下のものについては、8月のみとなります。)

法人事業税(法人の事業税)

【納める人】

県内に事務所・事業所を設けて、事業を行っている法人

※ 法人でない社团又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社团又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなされます。

【納める額】

(1) 収入割が課税されない法人(収入割が課税される法人につきましては、次ページをご覧ください。)

法人の種類	区 分			適用税率(%)			
				事業年度の開始日			
				平成27年 4月1日 以後(注1)	平成28年 4月1日 以後	令和元年 10月1日 以後	令和4年 4月1日 以後
外形標準課税 対象法人(注2)	所得割	軽減税率 適用法人 (注5)	年400万円以下の所得金額	1.6	0.3	0.4	1.0
			年400万円を超え年800万円以下 の所得金額	2.3	0.5	0.7	
			年800万円を超える所得金額	3.1	0.7	1.0	
		軽減税率 不適用法人	3以上の都道府県に事務所・事 業所がある法人の所得金額	3.1	0.7	1.0	
	付 加 価値割	付加価値額		0.7	1.2	1.2	
	資本割	資本金等の額		0.3	0.5	0.5	
・外形標準課税 対象法人(注2)でない 普通法人(注3) ・投資法人、特定目 的会社、法人でない 社団又は財団、公 益法人等(注4)	所得割	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得金額	3.4		3.5	
			年400万円を超え年800万円以下 の所得金額	5.1		5.3	
			年800万円を超える所得金額	6.7		7.0	
		軽減税率 不適用法人	3以上の都道府県に事務所・事 業所があり、資本金の額(又は 出資金の額)が1千万円以上の 法人の所得金額	6.7		7.0	
特別法人 (協同組合、 信用金庫、 医療法人等)	所得割	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得金額	3.4		3.5	
			年400万円を超える所得金額	4.6		4.9	
		軽減税率 不適用法人	3以上の都道府県に事務所・事 業所があり、資本金の額(又は 出資金の額)が1千万円以上の 法人の所得金額	4.6		4.9	

(注1) 平成27年3月31日以前に開始した事業年度に係る税率については、金沢県税事務所にお問い合わせください。

(注2) 資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人。詳しくは26ページの「法人事業税の外形標準課税」をご参照ください。

(注3) 普通法人とは、法人税法上の区分の一つで、株式会社、合同・合資・合名会社等の法人をいいます。(詳しくは法人税法第2条第1項第9号参照)

(注4) 公益法人等とは、公益社团法人や公益財団法人等の法人をいいます。
(詳しくは法人税法第2条第1項第9号及び法人税法別表第2参照)

(注5) 令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、外形標準課税対象法人の所得割に軽減税率が適用されなくなりました。

※ 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号又は第17号の2に規定する額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)をいいます。なお、平成27年度税制改正により、『資本金等の額(無償増減資等を加減算した額)』と『資本金に資本準備金を加算した額』を比較し、いずれが多い額が資本金等の額となりました(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。)

※ 上記の所得区分は事業年度が1年の場合であり、1年未満のものは月額計算します。

※ 平成20年10月1日以後に開始する事業年度分については、法人事業税と併せて地方法人特別税又は特別法人事業税を申告・納付する必要があります。(詳しくは29ページをご覧ください。)

(2) 収入割が課税される法人

業 種		区分及び課税標準		適用税率(%)		
				事業年度の開始日		
				令和元年 10月1日以後	令和2年 4月1日以後	令和4年 4月1日以後
① 電気供給業のうち、発電事業、小売電気事業、特定卸供給事業	資本金の額 (又は出資金の額)が 1億円を超える普通法人 (投資法人、特定目的 会社を除く)	収入割	収入金額	1.0	0.75	
		付加価値割	付加価値額	－	0.37	
		資本割	資本金等の額	－	0.15	
	上記以外の法人	収入割	収入金額	1.0	0.75	
		所得割	所得金額	－	1.85	
② 電気供給業(①を除く)、保険業、貿易保険業、 ガス供給業のうち導管ガス供給業		収入割	収入金額	1.0		
③ ガス供給業のうち特定ガス供給業		収入割	収入金額	1.0		0.48
		付加価値割	付加価値額	－		0.77
		資本割	資本金等の額	－		0.32

- ※ 収入割が課税される事業と収入割が課税されない事業、または収入割が課税される事業のなかでも①～③の間で異なる事業を併せて行う場合は、それぞれの事業部門ごとに課税標準額及び税額を算出します。
- ※ 平成30年度税制改正により、20万kl以上のLNG基地を保有するガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者(ガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高い供給区域等で経済産業大臣が指定する区域内の者に限る)以外の者がガス供給業(一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業を除く)を行う場合は収入割の対象外となりました(平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。)。
- ※ 令和4年度税制改正により、特定ガス供給業を除くガス製造小売事業については全て収入割の対象外となりました(令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。)。

【分割基準】

2以上の都道府県に事務所・事業所を設けている法人は、法人事業税の課税標準の総額を下記の分割基準に基づいて関係都道府県に分割したうえで税額を計算し、申告納付することとされています。

業 種		分割基準
非製造業	銀行、保険業、証券業、運輸・通信業、卸売・小売業、サービス業等	課税標準額の2分の1 : 事業所等(事務所又は事業所)の数 課税標準額の2分の1 : 従業者数
製造業		従業者数 ※資本金の額(又は出資金の額)が1億円以上の法人は、工場の従業者数を1.5倍とする。
鉄道事業、軌道事業		軌道の延長キロメートル数
ガス供給業、倉庫業		事業所等の固定資産の価額
電気供給業(注)	小売電気事業	課税標準額の2分の1 : 事業所等の数 課税標準額の2分の1 : 従業者数
	一般送配電事業 送電事業 特定送配電事業 配電事業	課税標準額の4分の3 : 発電所の発電用電気工作物に接続する電線路の電力容量 課税標準額の4分の1 : 事業所等の固定資産の価額 ※発電用電気工作物に接続する電線路がない場合は、事業所等の固定資産の価額で分割
	発電事業 特定卸供給事業	課税標準額の4分の3 : 事業所等の発電所用固定資産の価額 課税標準額の4分の1 : 事業所等の固定資産の価額 ※発電所用の固定資産がない場合は、事業所等の固定資産の価額で分割

(注) 平成29年度税制改正により、平成29年3月31日以後に終了する事業年度から適用されます。なお、平成29年3月31日より前に終了する事業年度の場合は、課税標準額の4分の3を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額、課税標準額の4分の1を事業所等の固定資産の価額で分割します。
また令和3年度税制改正により、「配電事業」「特定卸供給事業」の区分が定められました(令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。)。

- ※ 電気供給業とその他の事業を併せて行う法人は、主たる事業の分割基準により、課税標準額を分割します。

【申告と納税】

すべて法人県民税と併せて行います。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告等 （事業年度が6か月を超える） ・法人税の中間申告額が10万円超の普通法人 ・外形標準課税対象法人 ・収入金額課税法人	予定申告 仮決算に基づく中間申告 〔予定申告の税額を超えない〕 〔場合に限り選択可能〕	前事業年度の税額 $\div$ 前事業年度の月数 $\times$ 6 仮決算の課税標準額 $\times$ 税率	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 （注1）
	確定申告	課税標準額 $\times$ 税率 － 中間申告等により納付すべき額	

（注1） 条例の定めるところにより、中間申告納付の期限が延長されたことで確定申告納付と同一の日となる場合は不要です。

（注2） 定款等の定め又は特別の事情により、期限内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる法人で確定申告の提出期限が延長されている法人は3か月以内。ただし、納付は2か月以内。また、会計監査人を置き、定款等の定めにより事業年度終了の日から3か月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる法人で確定申告の提出期限が延長されている法人は3か月を超え6か月を超えない範囲。

- ※ 「課税標準額」は、所得金額、付加価値額、資本金等の額、収入金額です。
- ※ 清算中の法人に対する課税については、金沢県税事務所にお問い合わせください。
- ※ 一定の大法人的場合、令和2年4月1日以後開始する事業年度に係る申告については、地方税ポータルシステム（eLTAX）による電子申告で行うことが義務化されました。詳しくは51ページの「地方税ポータルシステム（eLTAX）」をご参照ください。
- ※ 電子申告と同時に、地方税共通納税システムによる電子納付をすることができます。詳しくは、地方税共同機構のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご参照ください。

【市町への交付】

県に納められた法人事業税のうち7.7%は、県内市町の従業者数に基づきあん分され、各市町に交付されます。

法人事業税の外形標準課税

【概要】

平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税に外形標準課税制度が適用されています。

資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える法人が対象。（事業年度終了の日の現況で判定）

令和7年4月1日以後に開始する事業年度からは、前事業年度に外形標準課税の対象である法人であって当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人も外形標準課税の対象となり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度からは、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える外形標準課税対象法人の100%子法人等かつ、資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超える法人も外形標準課税の対象となります。

対象法人は、所得割・収入割に加え、付加価値割と資本割を納付します。

法人の種類や税率の区分は25～26ページの税率表をご覧ください。

【付加価値割について】

付加価値額を課税標準とします。

付加価値額＝①報酬給与額＋②純支払利子＋③純支払賃借料＋④単年度所得

付 加 価 値 額	収 益 配 分 額	①報酬給与額	役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当等の合計額
		②純支払利子	支払利子から受取利子を引いた額
		③純支払賃借料	土地、建物に係る支払賃借料から受取賃借料を引いた額
	④単年度損益	繰越欠損金控除前の法人事業税の所得金額 (単年度損益が欠損の場合は収益配分額から控除)	

《雇用安定控除制度》

報酬給与額(①)が収益配分額(①+②+③)の70%相当額を超える場合には、付加価値額から一定額を控除します。

$$『雇用安定控除額』 = ①報酬給与額 - (収益配分額 \times 70\%)$$

《所得拡大促進税制等》

平成27年4月1日から開始する事業年度において、雇用者給与等支給額の増加率等について一定の要件を満たす場合には、経過措置による控除が設けられています。(要件は事業年度開始日より異なります)

【資本割について】

資本金等の額を課税標準とします。

資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する額をいいます。なお、平成27年度税制改正により、『資本金等の額(無償増減資等を加減算した額)』と『資本金に資本準備金を加算した額』を比較し、いずれか多い額が資本金等の額となりました(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。

《資本金等の額が1,000億円を超える法人に係る資本圧縮措置》

資本金等の額のうち1,000億円を超える部分については、次の表の割合を乗じて得た金額の合計額に圧縮します。なお、1兆円を超える部分は、課税標準に算入しません。

資本金等の額の区分	割合
1,000億円以下の部分	100 %
1,000億円を超え、5,000億円以下の部分	50 %
5,000億円を超え、1兆円以下の部分	25 %

地方法人特別税（国税）

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率引下げと併せて地方法人特別税が創設されました。
 地方法人特別税の収入額は地方法人特別譲与税として、人口及び従業者数に基づき各都道府県に対し譲与されます。（平成20年10月1日以後に開始する事業年度分から適用されています。）
 なお、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分について、特別法人事業税が適用されます。

【納める人】

法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務がある法人

【納める額】

(基準法人所得割額又は基準法人収入割額)	×	税率	=	税額
----------------------	---	----	---	----

※ 地方法人特別税の課税標準となる所得割額・収入割額は、課税免除、不均一課税等の適用前のものです。

法 人 の 種 類				法人事業税 の課税	地方法人 特別税の 課税標準	適用税率(%)			
						事業年度の開始日			
						平成26年 9月30日 以前	平成26年 10月1日 以後	平成27年 4月1日 以後	平成28年 4月1日 以後
収入割が 課税されない 法人	普通法人	資本金の額(又は出資金 の額)が1億円超	外形標準課税対象	所得割	○	148	67.4	93.5	414.2
				付加価値割	×				
				資本割	×				
		資本金の額(又は出資金 の額)が1億円以下	外形標準課税対象外	所得割	○	81	43.2		
	特別法人、投資法人、特定目的会社等								
収入割が 課税される 法人	電気・ガス供給業、保険業を行う法人		-	収入割	○	81	43.2		

【申告と納税】

法人事業税の申告と併せて県に申告し、納付します。

特別法人事業税（国税）

都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、これまで暫定措置だった地方法人特別税を廃止し、法人事業税の税率引下げ（法人事業税の約3割）と併せて特別法人事業税が創設されました。
 特別法人事業税の収入額は特別法人事業譲与税として、人口に基づき各都道府県に対し譲与されます。（令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から適用されています。）

【納める人】

法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務がある法人

【納める額】

(基準法人所得割額又は基準法人収入割額)	×	税率	=	税額
----------------------	---	----	---	----

※ 特別法人事業税の課税標準となる所得割額・収入割額は、課税免除、不均一課税等の適用前のものです。

法人と事業の種類			法人事業税 の課税	特別法人 事業税の 課税標準	適用税率(%)		
					事業年度の開始日		
					令和元年 10月1日以後	令和2年 4月1日以後	令和4年 4月1日以後
さ れ な い が 法 人 課 税	普通法人	資本金又は出資金の額が1億円超 (投資法人及び特定目的会社を除く)	所得割	○	260.0		
			付加価値割	×			
			資本割	×			
		上記以外	所得割	○	37.0		
	法人でない社団又は財団、公益法人等						
	特別法人(協同組合、信用金庫、医療法人等)		所得割	○	34.5		
さ れ る 法 人 課 税	電気供給業のうち 発電事業、小売事業、 特定卸供給事業	資本金又は出資金の額が1億円超 (投資法人及び特定目的会社を除く)	付加価値割	×	30.0	40.0	
			資本割	×			
			収入割	○			
			所得割	×			
			収入割	○			
	電気供給業(上記を除く)、保険業、貿易保険業、 ガス供給業のうち導管ガス供給業		収入割	○	30.0		
	ガス供給業のうち特定ガス供給業		付加価値割	×	30.0	62.5	
			資本割	×			
		収入割	○				

※ 収入割が課税されない法人は所得割額、収入割が課税される法人は収入割額により、特別法人事業税額を計算します。

【申告と納税】

法人事業税の申告と併せて県に申告し、納付します。

地方消費税

地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方財源の充実を図る観点から、国内の取引や輸入される貨物に対して課税されます。

【納める人】

国の消費税と同じです。

- (1) 国内取引……商品の販売やサービスの提供を行った事業者〈譲渡割〉
- (2) 輸入取引……課税貨物を保税地域※から引き取る者〈貨物割〉

※ 保税地域とは、外国から日本に運びこんだ貨物を置いていても、関税(国税)の支払が猶予される場所です。

【納める額】

国に納める消費税額の22/78

(消費税率に換算すると2.2%に相当し、国の消費税と合わせた負担率は10%です。)

	標準税率	軽減税率
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
消費税率	7.8%	6.24%
合計	10%	8%

※ 一定の飲食料品や定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡には、軽減税率が適用されます。

【申告と納税】

- (1) 国内取引に係る地方消費税〈譲渡割〉は、当分の間、消費税と併せて国(税務署)に申告し、納付します。
- (2) 輸入取引に係る地方消費税〈貨物割〉は、消費税と併せて国(税関)に申告し、納付します。

※詳細については、最寄りの税務署又は税関へお問い合わせください。

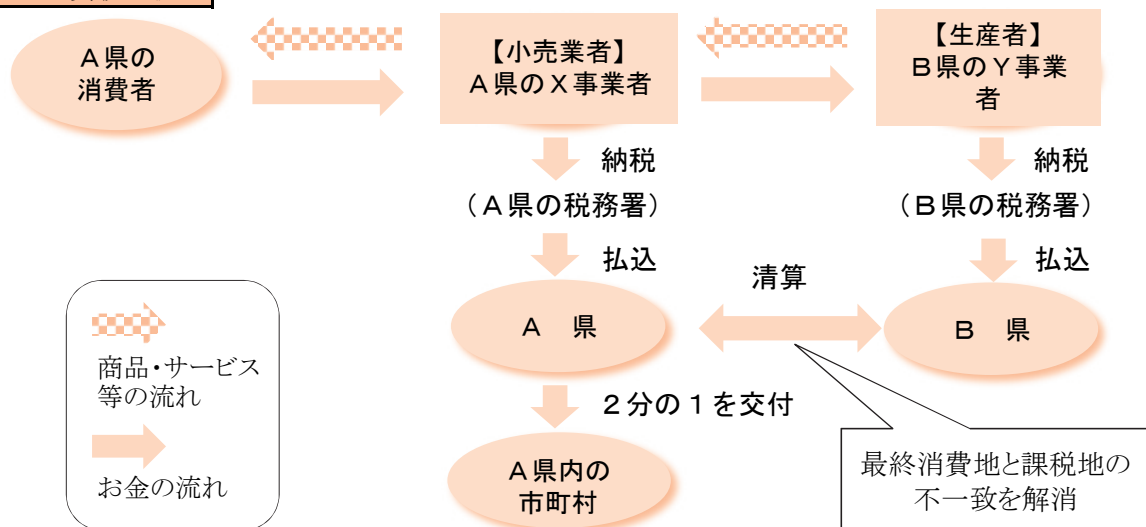
【都道府県間の清算】

地方消費税は国の消費税と同様に、税負担を最終消費者に求める税ですので、消費に関連した基準によって都道府県間で清算されます。この清算を通じて、最終消費地と課税地の不一致が解消され、最終消費地の都道府県の収入になります。

【市町への交付】

都道府県間の清算を行った後の金額の2分の1が、県内市町の人口等に基づきあん分され、各市町に交付されます。

地方消費税の流れ



適格請求書等保存方式(インボイス制度)

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されました。
適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

●「インボイス制度」とは？

◇ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

◇ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され、取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

●「インボイス」とは？

◇ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

○ 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

< 区分記載請求書(現行) > (～令和5年9月)

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分	
■月▲日 割りばし	550 円
■月▲日 牛 肉 ※	5,400 円
合 計	43,600 円
(10%対象	22,000 円)
(8%対象	21,600 円)
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

< インボイス > (令和5年10月～)

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△(T1234・・・)
●年■月分	
■月▲日 割りばし	550 円
■月▲日 牛 肉 ※	5,400 円
合 計	43,600 円
10%対象	22,000 円 内税 2,000 円
8%対象	21,600 円 内税 1,600 円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 登録番号
< 課税事業者のみ登録可能 >
- ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等

● 適格請求書発行事業者の登録を受けるには？

◇ インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、令和5年9月30日までに登録申請書を提出する必要があります。

(令和5年9月30日までに提出した場合は、令和5年10月1日までに登録通知が届かなかった場合であっても、同日から登録を受けたものとみなされます。)

インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けています。

【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)

【受付時間】9:00～17:00(土日祝日除く)

個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署までお問合せください。(連絡先は52ページをご覧ください)

不動産取得税

不動産取得税は、土地や家屋の購入、家屋の建築など、不動産の取得に対して課税されます。

【納める人】

土地や家屋を売買・交換・贈与・建築(新築・増築・改築)などにより取得した人

※ 土地や家屋の「取得」とは、登記の有無、有償・無償の別などを問わず、その不動産の所有権を現実取得することをいいます。

【納める額】

$$\boxed{\text{不動産の価格(課税標準額)}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

※ 取得された不動産の種類及び取得時期によって税率が異なります。下記の表をご参照ください。

(1) 税率

区 分	不動産の種類		
	土 地	家 屋	
		住 宅	住宅以外
平成20年4月1日以後の取得	3%	3%	4%

(2) 不動産の価格

総務大臣が定めた固定資産評価基準により評価し、決定された価格(固定資産評価額)で、原則として市町の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。

- ・ 新築住宅等の建物を建築した場合は、取得時の固定資産課税台帳に価格が登録されていないため、調査の上、固定資産評価基準により評価した価格となります。なお、固定資産税における価格は、翌年1月1日時点の価格であるため、取得時の価格とは異なります。
- ・ 農地法第5条の宅地転用許可を受けた農地を取得した場合は、市町の固定資産課税台帳に登録された価格に関わらず、状況の類似する近隣の宅地の価格を基準に決定します。
- ・ 宅地等(宅地及び宅地評価された土地)については、その取得が令和9年3月31日までに行われた場合には、固定資産課税台帳価格の2分の1が課税標準額となります。

【免税点・非課税】

(1) 免税点

取得した不動産の価格が次の金額に満たない場合には、不動産取得税は課税されません。

- ・ 土地 16万円
- ・ 家屋
 - 新築・増築・改築 66万円
 - 売買・交換・贈与など 34万円

(2) 非課税

次のような不動産の取得については、不動産取得税は課税されません。

- ・ 相続による不動産の取得
- ・ 法人の合併又は一定の要件を満たす分割による不動産の取得
- ・ 宗教法人・学校法人等がその本来の事業の用に供するための不動産の取得
- ・ 公共の用に供する道路などのための土地の取得

不動産の取得理由や用途によっては、申請が必要なものもありますので、詳しい手続については、管轄の県総合(県税)事務所へお問合せください。

【軽減措置】

次の要件を満たす住宅や住宅用土地を取得した場合は、税が軽減されます。

(1) 住宅を取得したとき

次の要件に該当する場合、住宅の価格から一定額が控除されます。

$$(\text{住宅の価格} - \text{控除額}) \times 3\% (\text{税率}) = \text{税額}$$

区分	申告	要件	控除額（一戸につき）										
住宅の新築・増築・改築 〔新築未使用住宅の購入を含む。〕	不要	床面積が40㎡以上240㎡以下であること(増築の場合は増築後の床面積、共同住宅の場合は一区画の床面積) ※ この要件を満たす住宅を「特例適用住宅」といいます。	1,200万円 〔価格が1,200万円未満である場合はその額〕										
		上記のうち、平成21年6月4日から令和13年3月31日までに取得した認定長期優良住宅の新築の場合	1,300万円										
中古住宅の取得	要	次の①～③のすべての要件に該当すること。 ※ これらの要件を満たす住宅を「耐震基準適合既存住宅」といいます。 ① 取得した者がその住宅を自己の居住の用に供すること ② 床面積が40㎡以上240㎡以下であること ③ 次のいずれかの要件に該当すること(平成17年4月1日以後に取得した場合) ア 昭和57年1月1日以後に新築されたもの イ 昭和56年12月31日以前に新築されたもので、建築士等が行う耐震診断によって新耐震基準に適合していることの証明がされたもの(なお、証明に係る調査が住宅の取得日前2年以内に終了していることが必要です。) なお、平成26年4月1日以後に取得した中古住宅で、上記③イの新耐震基準に満たない住宅を、個人が取得後6か月以内に耐震改修を行い、その証明を受け、かつ自己の居住の用に供した場合には減額措置があります。 また、平成27年4月1日～令和9年3月31日までの間に、宅地建物取引業者が新築後10年以上経過した中古住宅を取得し、取得日から2年以内に一定の改修工事を行い、かつ、個人に譲渡した場合(自己居住用に限る。)にも減額措置があります。	新築された時期に応じ家屋の価格から次の額が控除されます。 <table><tr><th>新築時期</th><th>控除額</th></tr><tr><td>昭和56年7月1日 ～昭和60年6月30日</td><td>420万円</td></tr><tr><td>昭和60年7月1日 ～平成元年3月31日</td><td>450万円</td></tr><tr><td>平成元年4月1日 ～平成9年3月31日</td><td>1,000万円</td></tr><tr><td>平成9年4月1日以後</td><td>1,200万円</td></tr></table> ※昭和56年6月30日以前に新築された住宅につきましては、管轄の県総合(県税)事務所に お	新築時期	控除額	昭和56年7月1日 ～昭和60年6月30日	420万円	昭和60年7月1日 ～平成元年3月31日	450万円	平成元年4月1日 ～平成9年3月31日	1,000万円	平成9年4月1日以後	1,200万円
		新築時期	控除額										
昭和56年7月1日 ～昭和60年6月30日	420万円												
昭和60年7月1日 ～平成元年3月31日	450万円												
平成元年4月1日 ～平成9年3月31日	1,000万円												
平成9年4月1日以後	1,200万円												

県税豆知識 その2

土地や建物などにかかる税金

土地や建物などにかかる税金には、次のようなものがあります。

区 分	取得したとき	所有しているとき	譲渡したとき
国 税	相続税 贈与税 消費税 登録免許税	地価税 (当分の間、課税されない)	所得税
県 税	不動産取得税 地方消費税		県民税
市町村税	特別土地保有税 (当分の間、課税されない)	固定資産税 都市計画税 特別土地保有税 (当分の間、課税されない) 事業所税	市町村民税

※ 消費税及び地方消費税については土地には課税されません。

※ このほか、売買契約書、請負契約書を作成したときは、印紙税(国税)が課税されます。

(2) 住宅用土地を取得したとき

次の①～⑥のいずれかの要件に該当する場合、土地の税額から一定額が減額されます。(軽減を受けるには、土地の上にある住宅が特例適用住宅であることが必要です。)

土地の価格[宅地の場合は2分の1(注1)] × 3%(税率)

－ 軽減される額

= 税額

区分	申告	要件	軽減される額
新築住宅用土地の取得	要	① 土地を取得した日から3年(注2)以内にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合で、次のいずれかに該当するとき ア 土地の取得者がその土地を特例適用住宅の新築時まで引き続き所有しているとき イ 土地の取得者からその土地を取得した方が特例適用住宅を新築したとき ② 土地の取得者が、その土地を取得した日前1年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築していた場合 ③ 新築未使用特例適用住宅とその敷地を、新築後1年以内に取得した場合 ④ 自己居住用の新築未使用特例適用住宅を、土地の取得日の前後1年以内に取得した場合	次のア・イのいずれか高い方の金額を税額から減額 ア 45,000円 イ 土地1㎡当たりの価格(注1) × 住宅の床面積の2倍(注3) × 3%(税率)
		⑤ 土地の取得者が、その土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己居住用の耐震基準適合既存住宅(新築後未使用で1年超過した住宅を含む)を取得した場合 ⑥ 土地の取得者が、その土地を取得した日前1年以内にその土地の上にある自己居住用の耐震基準適合既存住宅(新築後未使用で1年超過した住宅を含む)を取得していた場合 なお、新耐震基準に満たない中古住宅を個人が取得後6ヶ月以内に耐震改修を行い、その証明を受け、かつ、自己の居住の用に供した場合における、当該中古住宅の敷地(平成30年4月1日以後に取得したものに限る。)についても軽減措置があります。 また、宅地建物取引業者が中古住宅を取得し、取得日から2年以内に一定の改修工事を行い、かつ、個人に譲渡した場合(自己居住用に限る。)における、当該中古住宅の敷地(平成30年4月1日～令和9年3月31日までの間に取得したものに限る。)についても軽減措置があります。	
中古住宅用土地の取得	要		

(注1) 令和9年3月31日までに取得した宅地の場合、土地の価格は2分の1になります。

(注2) 平成16年4月1日から令和13年3月31日までの土地の取得で、新築される特例適用住宅が100戸以上の共同住宅等で土地の取得から3年以内に新築されることが困難な場合には4年となる場合があります。

(注3) 一戸あたり200㎡が限度

(3) その他の軽減

公共事業のために収用された不動産の代わりとなる不動産を取得した場合、一定額が軽減されます。

取得時期	申告	適用される場合	軽減の内容
収用後	要	所有する不動産を公共事業のために収用され、その後2年以内に代わりとなる不動産を取得した場合	取得した不動産の価格から、収用された不動産の固定資産課税台帳価格が控除されます。
収用前		代わりとなる不動産を先に取得し、その後1年以内に、所有する他の不動産を公共事業のために収用された場合	取得した不動産の税額のうち、収用された不動産の固定資産課税台帳価格に税率を乗じて得た額が減額されます。

【減免】

次のいずれかの要件に該当する不動産を取得した場合、一定額が減免されます。

(納期限の7日前までに申請が必要です。)

区分	適用される場合	減免の内容
被災不動産関係	天災その他の災害により滅失又は損壊した不動産と同一用途に供する不動産を、災害を受けた日から3年以内に取得した場合	新たに取得した不動産の税額のうち、被災不動産の固定資産課税台帳価格に税率を乗じて得た額が減免されます。
公共の用に供する不動産関係	公民館の用に供する不動産、又は町会等公共的な団体が専ら公共の用に供する不動産を取得した場合	当該取得に対して課税される不動産取得税相当額が減免されます。

【申告と納税】

- **申告** 不動産を取得した日から60日以内に申告します。
ただし、令和5年4月1日以降に取得した不動産について、取得した日から60日以内に不動産登記の申請をした場合は、申告は不要です
- **納税** 県から送られる納税通知書に定められた期限までに納めます。

【納税の猶予】

次のような場合には、申告により納税が猶予されます。

要 件	猶予期間
土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に特例適用住宅が新築される予定がある場合	3年以内
土地を取得した日から1年以内に、その土地の上にある耐震基準適合既存住宅を取得する予定がある場合	1年以内
土地を取得した日から1年以内に、その土地の上にある耐震基準不適合住宅を取得し、住宅取得から6ヶ月以内に耐震改修工事を行う予定がある場合	1年6ヶ月以内
土地を取得した日前1年の期間内に、その土地の上にある耐震基準不適合住宅を取得しており、住宅取得から6ヶ月以内に耐震改修工事を行う予定がある場合	6ヶ月以内

県たばこ税

県たばこ税は、卸売業者などが小売店にたばこを売渡すときに課税され、みなさんがお買いになるたばこの代金に含まれています。

【納める人】

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）又は卸売販売業者

【納める額】

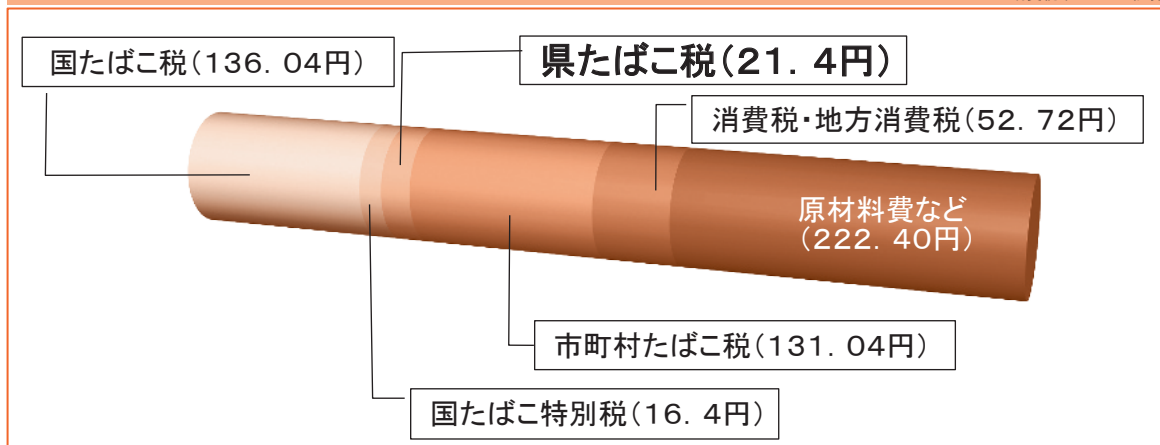
時期	納める額
令和 3年10月1日～	1,000本当たり 1,070円

（注）加熱式たばこは、以下により紙巻きたばこの本数に換算します。（令和7年度税制改正により段階的に変更）

- A 令和8年3月31日まで：イとロの計
イ. その重量（フィルターを除く）0.4gを0.5本に換算した本数
ロ. その小売定価（消費税抜き）の紙巻たばこ1本あたりの平均価格をもって0.5本に換算した本数
B 令和8年4月1日から令和8年9月30日まで
Aにより算出した本数×0.5＋Cにより算出した本数×0.5
C 令和8年10月1日から
スティック型：重量0.35gを1本に換算した本数（1本0.35g未満のものは1本と換算）
スティック型以外：重量0.2gを1本に換算した本数（1箱が4g未満のものは1箱20本と換算）

580円のたばこ1箱（20本入り）に含まれている税金

※消費税率10%での試算



【申告と納税】

製造たばこの製造者等が、毎月分をまとめて、翌月末日までに県に申告し、納付します。

【免税】

以下に掲げる売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、税金がかかりません。

- 1 製造たばこの輸出または輸出目的で行われる輸出業者への売渡し
- 2 日本と外国間を往来する日本の船舶・飛行機の船用品・機用品とするための売渡し
- 3 品質の悪変、包装の破損・汚染など、販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄
- 4 課税済の製造たばこの売渡しまたは消費等

たばこを買うなら県内で買いましょう！

ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対して課税されます。

【納める人】

ゴルフ場を利用した人(ゴルフ場の経営者を通じて納めます。)

【納める額】

ゴルフ場の利用者は、次の表に応じた額を納めます。

税率は、ゴルフ場のホール数や利用料金などを基準として県が定めたゴルフ場ごとの等級で決められています。

等 級	税 率
1級	1人1日につき 1,150円
2級	1人1日につき 1,050円
3級	1人1日につき 1,000円
4級	1人1日につき 900円
5級	1人1日につき 850円
6級	1人1日につき 800円
7級	1人1日につき 700円
8級	1人1日につき 650円
9級	1人1日につき 550円

【非課税】

次の方がゴルフ場を利用する場合には、非課税となります。

ただし、利用者の運転免許証、障がい者手帳、学生証(学校長の証明書)等を提出・提示する等の手続が必要です。

- (1) 年齢18歳未満の方
- (2) 年齢70歳以上の方
- (3) 障がい者の方
- (4) 国民スポーツ大会のゴルフ競技又はその公式練習に参加する選手
(国民スポーツ大会及びその予選会又はそれらの公式練習としてゴルフを行う場合に限ります。)
- (5) 学生又は学生等を引率する教員
(保健体育科目の実技又は公認の課外活動の場合に限ります。)
- (6) 国際競技大会のゴルフ競技又はその公式練習に参加する選手
(国際競技大会又はその公式練習としてゴルフを行う場合に限ります。)

【軽減税率】

年齢65歳以上70歳未満の方については、利用料金が通常の利用料金と比較して20%以上軽減されているゴルフ場でプレーする場合に限り、税額が2分の1となります。

そのほか、早朝や薄暮における利用で、その利用料金が50%以上軽減されている場合にも、税額が2分の1となります。

【申告と納税】

ゴルフ場の経営者が毎月分を翌月15日までに申告し、納入します。

【市町への交付】

県に納められたゴルフ場利用税の70%は、ゴルフ場の所在する県内の市町に交付されます。

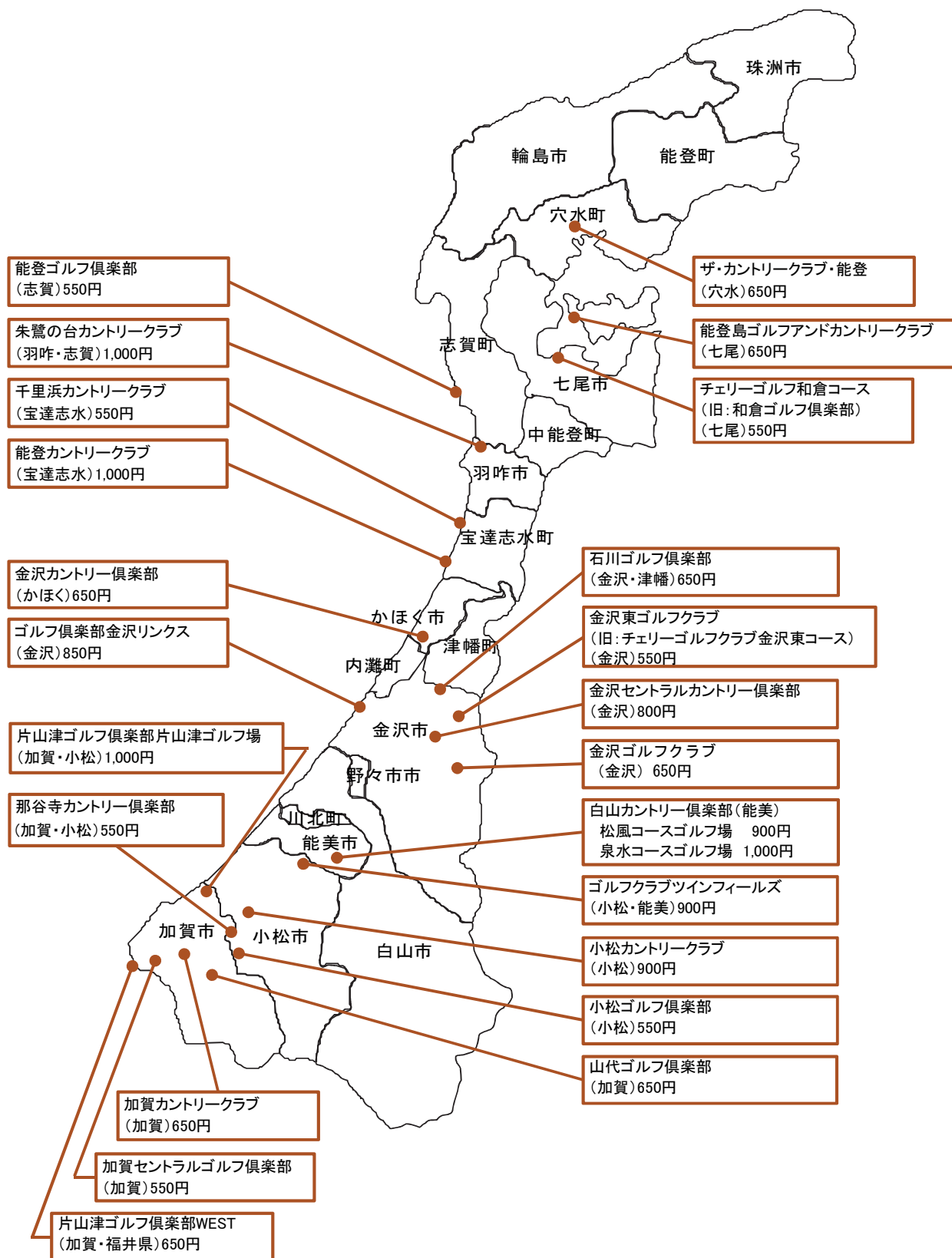
ゴルフをする際は、県内のゴルフ場を利用しましょう！

石川県内ゴルフ場位置図

(令和8年4月1日現在)

上段：ゴルフ場名

下段：所在市町、税率



軽油引取税

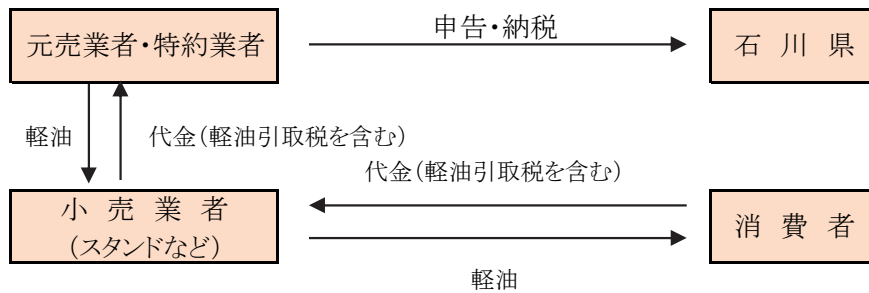
軽油引取税は、バス・トラックなどの燃料である軽油の引取り(購入)に対して課税されます。

【納める人】

元売業者・特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取り(購入)を行った方が、元売業者・特約業者を通じて納めます。

ただし、軽油の代金に税金が含まれていますので、最終的には軽油の消費者が負担することになります。

軽油引取税の流れ



※ 元売業者とは……軽油の製造、輸入又は販売を業とする者で、総務大臣の指定を受けた者
 特約業者とは……元売業者から継続的に軽油の供給を受けて販売することを業とする者で、都道府県知事の指定を受けた者

【納める額】

1キロリットルにつき……15,000円 (1リットルにつき15円)

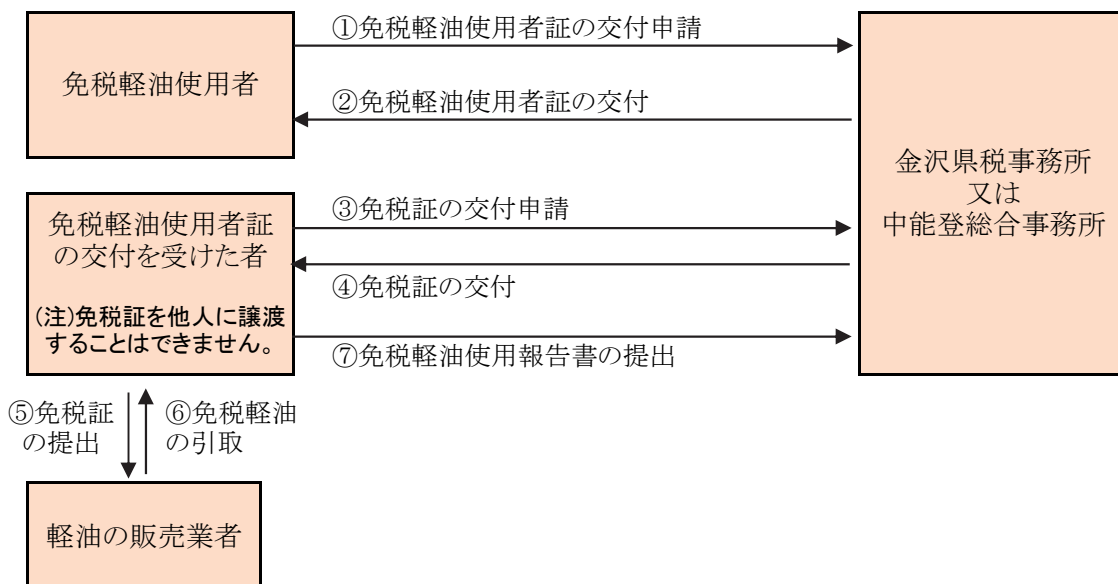
(注)令和8年4月1日に、軽油引取税の特例税率(1キロリットルにつき32,100円)が廃止となりました。

【免税】(令和9年3月31日まで)

次の用途に軽油を使用する場合で、免税の手続きを行い、承認を受けたときに限り税金がかかりません。
 詳しい手続きについては、管轄の県総合(県税)事務所へお問合せください。

- (1) 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源の用途(注)
 (注) 令和7年4月1日以降、マリンレジャー等に使用されるレクリエーション(業として行うものを除く。)用の船舶については、免税対象から除外されます。
- (2) 農業・林業用機械の動力源の用途
- (3) セメント製品製造業・生コンクリート製造業・鉱物の掘採事業・倉庫業・廃棄物処理事業・木材加工業・木材市場業など一定の用途

免税軽油の流れ



【申告と納税】

元売業者・特約業者が、毎月分を翌月末日までに県へ申告納入します。

【徴収の猶予】

軽油引取税を含む軽油の代金が、売掛けになったことにより納期限までに納税できないと認められる税額については、申請により2か月以内の期間に限って徴収が猶予されます。

【不正軽油などに対する罰則】

犯罪の種類	罰則	
脱税に関する罪	拘禁10年以下	1,000万円以下の罰金
製造の承認を受ける義務に関する罪	拘禁10年以下	1,000万円以下の罰金 (法人の場合、3億円以下の罰金)
不正軽油の製造に要する資金・土地・建物・機械・原材料・薬品等の提供又は運搬に関する罪	拘禁7年以下	700万円以下の罰金 (法人の場合、2億円以下の罰金)
不正軽油の運搬、保管、取得又は処分の媒介もしくはあっせんに関する罪	拘禁3年以下	300万円以下の罰金 (法人の場合、1億円以下の罰金)

不正軽油をなくしましょう!

石川県では、悪質な脱税行為であるのみならず、環境にも重大な影響を与える不正軽油を撲滅するため「不正軽油110番」を設置しております。

不正軽油に関する情報がありましたら、下記までお寄せください。

フリーダイヤル

なくならーふせい

0120-797623 (県庁税務課内)

※土日を除く平日の午前8時30分から午後5時45分まで受け付けています。

Eメールアドレス

keiyu110@pref.ishikawa.lg.jp

不正軽油とは？

軽油に灯油や重油を混ぜる「混和軽油」や重油や灯油を原料に製造する「密造軽油」等があり、これらを販売・消費することは、脱税を目的とした違法行為となります。

- ◎ 通常の価格より安い軽油は、不正軽油の可能性がありますので、購入には十分注意してください。
- ◎ 軽油に重油等を混ぜた燃料(混和軽油)を販売又は消費した場合や、軽油以外の重油・灯油などをディーゼル車等の燃料として販売又は消費した場合は、軽油引取税が課税されます。
- ◎ 不正軽油をディーゼル車の燃料として使用すると、排気ガス中のPM(粒子状物質)やNO_x(窒素酸化物)を増加させ、大気汚染の原因となります。
- ◎ 不正軽油を使用すると、エンジンの本来の性能が発揮できなくなるなど、不具合や損傷の原因となることがあります。

自動車税

令和8年4月1日に「自動車税環境性能割」が廃止され、「自動車税種別割」は「自動車税」と名称が変更されました。

自動車税は、自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元の区分に応じ、自動車に対して課税されます。自動車という財産にかかる財産税の一種ですが、自動車を運行することにより道路を損傷させるので、その維持費を負担してもらうという性格も持っています。

【納める人】

県内に主たる定置場のある自動車(軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車・大型特殊自動車を除きます。)を所有している人(割賦購入の自動車については、買主)

【納める額】

主なものは次のとおりです。自家用乗用車については、自動車検査証に記載の「初度登録年月」により税額が異なります。トラック・バス・特種用途車については、税務課自動車税グループ(電話076-225-1273)へお問い合わせください。

区 分※1・2		自家用※3		営業用
		初度登録年月		
		令和元年9月まで	令和元年10月以降	
乗用車 （乗車定員10人以下）	総排気量が 10以下のもの	29,500円	25,000円	7,500円
	総排気量が 10を超え1.50以下のもの	34,500円	30,500円	8,500円
	総排気量が 1.50を超え 2.0以下のもの	39,500円	36,000円	9,500円
	総排気量が 2.0を超え2.50以下のもの	45,000円	43,500円	13,800円
	総排気量が 2.50を超え 3.0以下のもの	51,000円	50,000円	15,700円
	総排気量が 3.0を超え3.50以下のもの	58,000円	57,000円	17,900円
	総排気量が 3.50を超え 4.0以下のもの	66,500円	65,500円	20,500円
	総排気量が 4.0を超え4.50以下のもの	76,500円	75,500円	23,600円
	総排気量が 4.50を超え 6.0以下のもの	88,000円	87,000円	27,200円
	総排気量が 6.0を超えるもの	111,000円	110,000円	40,700円

※1:電気自動車(燃料電池自動車含む)は、総排気量10以下の区分の税率が適用されます(プラグインハイブリッド車は適用対象外)。

※2:ロータリー・エンジンを搭載する自動車については、当該自動車のロータリー・エンジンの総容積(単室容積にローター数を乗じて得た容積をいう。)に1.5を乗じて得た容積を当該自動車の総排気量とみなします。

※3:令和元年9月以前に海外で使用歴のある自家用乗用車は、初度登録年月を令和元年9月以前とみなし税率が適用されます。

なお、自動車税は4月1日(賦課期日)現在の所有者に課税されますが、年度の途中で抹消登録・新規登録などをした場合には、次のとおりの月割りの税額になります。

- ① 4月1日以後に抹消登録をした場合は、4月から抹消登録をした月までの分
- ② 新規登録をした場合は、新規登録した月の翌月から3月までの分

また、年度の途中で自動車の構造等変更により適用すべき自動車税の税額に変更があった場合は、当該年度については、4月1日(賦課期日)現在の税額となります。

◇住所や名義が変わったら自動車検査証の変更手続きをお願いします◇

自動車検査証(車検証)の記載内容に変更があった場合は、お近くの運輸支局で各変更手続きが必要です。

引越し等でご住所や姓名が変わった場合 → **変更登録** 所有者が変わった場合 → **移転登録**
 手続きを行わないと・・・

- リコール案内、税金や保険のお知らせが届きません。
- 盗難や事故のときに所有者や使用者の確認が遅れます。

詳しくはお近くの運輸支局にお問い合わせください。

【自動車税のグリーン化特例】

1 環境負荷の小さい自動車(軽課)

次の区分の自動車のうち、排出ガス基準及び燃費基準を満たすものは、新車新規登録された翌年度に限り、自動車税が軽減されます。

(令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新車新規登録された次の自動車は、令和8年度に限り軽減されます。)

対 象 車			軽減措置
区分	排出ガス基準	燃費基準	
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド車	—	—	概ね 75%軽減 ※
天然ガス自動車	H30排出ガス基準適合 又は H21排出ガス基準10%低減 (車両が3.5t超え12t以下の場合は、 H22排出ガス基準10%低減)	—	
営業用乗用車に限る	ガソリン車 LPG車	H30排出ガス基準50%低減達成車 又は H17排出ガス基準75%低減達成車 「★★★★」	
	ディーゼル車	H30排出ガス基準適合 又は H21排出ガス基準適合	
		R12燃費基準90%達成 かつ R2燃費基準達成	

※の適用対象: 令和8年3月31日までに新車新規登録された自動車

2 環境負荷の大きい自動車(重課)

平成14年度から次の年限を超えている自動車について、特例措置が講じられています。

平成27年度からは概ね15%重課となりました。(バス・トラック等の一部車種は概ね10%重課)

(平成14年度から平成26年度までは概ね10%重課)

対 象 車	重課措置
新車新規登録の日から13年を経過しているガソリン車、LPG車	概ね15%重課
新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車	

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は重課対象から除外されます。

◎令和8年度以降に重課対象となる自動車

ガソリン車、LPG車 …平成25年3月31日までに新車新規登録をした自動車

ディーゼル車 ……平成27年3月31日までに新車新規登録をした自動車

【減免】

身体障がい者等(身体障がい者・戦傷病者・知的障がい者・精神障がい者)の方が所有する自動車に係る減免制度があります。(等級などの要件あり)

対象車	申請時期
新規取得の場合	申告(登録)のとき
4月1日現在所有の場合	自動車税の納期限内

なお、申告(登録)又は4月1日以後に減免の要件を満たすことになった場合や、上記の申請期限に申請しなかった場合は、申請書提出日の属する月の翌月分から3月分までの税額が月割りで減免となります。(毎年3月を除く。)

この他にも、次の場合の減免制度があります。

- ・天災や火災などの災害によって自動車が被害を受けた場合
- ・保育所のバスや社会福祉施設などで、公益のために直接専用する自動車の場合
- ・専ら身体障がい者等の利用に供するため特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車の場合

【納税】

県から送られる納税通知書により納税通知書に記載された納期限までに納めます(例年5月末日)。ただし、4月1日以後に新規登録をした場合には、申告の際に県の証紙を貼って納めます。(石川県では、証紙に代えて証紙代金収納計器により税額の表示を受けて納めます。)

【車検及び納税証明書】

自動車の車検(継続検査又は構造等変更検査)を受ける場合には、運輸支局で自動車税が納付済であることの確認が必要です。

平成27年度からは、電子情報により納税状況の確認ができることから、基本的に納税証明書は不要です。しかし、金融機関等の窓口で納付された場合は、納税通知書に添付されている納税証明書(翌年の自動車税納期限の前日まで有効)を、車検証と一緒に保管していただくと、自動車の車検の際に便利です。

◇自動車税トラブル防止心得3カ条◇

【その1 手放したら名義を確認する！】

自動車を売ったり下取りに出したら、車検証(自動車検査証)の名義が変わっているかを確認しましょう。たとえ自動車がなくても、車検証にあなたの名前がある限り引き続き納税の義務があります。

【その2 スクラップなら抹消登録をする！】

自動車をスクラップしても、登録を抹消しないうちは、本当の廃車ではありません。廃車したら登録が抹消されているか確認しましょう。

【その3 住所変更したら届け出る！】

住民票を異動しても、自動車税の登録住所は変わりません。引越しをしたら、車検証の住所変更登録をするか、最寄りの県総合(県税)事務所又は県税務課自動車税グループまで連絡してください。

なお、車検証に記載の自動車の所有者や使用者が変わった時は、運輸支局で「名義変更」手続きを必ず行ってください。

※ 軽自動車税に関することは、お住まいの市役所・町役場へご相談ください。
(連絡先は、53ページをご覧ください)

鉱区税

鉱区税は、地下に埋蔵されている鉱物を採掘する権利(鉱業権)に対して課税されます。

【納める人】

県内に鉱区をもっている鉱業権者

【納める額】

鉱区の種類		納める額
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに………年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに………年400円
石油又は可燃性ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに………年200円×2/3
	採掘鉱区	面積100アールごとに………年400円×2/3
砂鉱を目的とする鉱区	河 床	延長1,000メートルごとに………年600円
	それ以外	面積100アールごとに………年200円

※ 年の中で鉱業権の設定、消滅があった場合には、月割計算になります。

【申告と納税】

- (1) 毎年4月1日に鉱業権をもっている人は、県から送付される納税通知書により年税額を5月末日までに納付します。
- (2) 鉱業権を取得、消滅をした場合や住所などを変更したときは、7日以内に申告が必要です。
- (3) 年の中で鉱業権を取得したときは、県から指定された日までに納付します。

狩猟税

狩猟税は、狩猟者の登録を受ける人に対して課税され、鳥獣を保護するために使われる目的税です。

【納める人】

狩猟者の登録を受ける人

【納める額】

区 分			税 額
第一種銃猟免許に係る 登録を受ける人	県民税の所得割額を納める人		16,500円
	県民税の所得割額を 納めなくてもよい人	農林水産業等に従事していない 同一生計配偶者又は扶養親族	
			上記以外の人
網・わな猟の狩猟免許に 係る登録を受ける人	県民税の所得割額を納める人		8,200円
	県民税の所得割額を 納めなくてもよい人	農林水産業等に従事していない 同一生計配偶者又は扶養親族	
			上記以外の人
第二種銃猟免許に係る登録を受ける人			5,500円

※ 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録については、狩猟税は4分の1になります。

※ 「対象鳥獣捕獲員」及び「認定鳥獣捕獲等事業者の従事者」が受ける狩猟者の登録については、狩猟税は課税免除になります(令和11年3月31日まで)。

※ 「狩猟者の登録を申請する日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の目的で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者」が受ける狩猟者の登録については、狩猟税は2分の1になります(令和11年3月31日まで)。

※ 他県で狩猟を行う場合には、狩猟を行う県ごとに税金がかかります。

【申告と納税】

狩猟者の登録を受ける際に申告し、税額に相当する県の証紙を貼って県に納付します。

核燃料税

核燃料税は、本県が総務大臣の同意を得て、独自に課税している普通税です。原子力発電所の立地に伴い、避難用道路の整備などの安全・防災対策が必要となることから(※)、平成4年10月に創設し、以降5年ごとに更新しています。

現在の条例は、令和4年10月から令和9年10月までの5年間に課税を行うこととなっています。

【納める人】

発電用原子炉の設置者

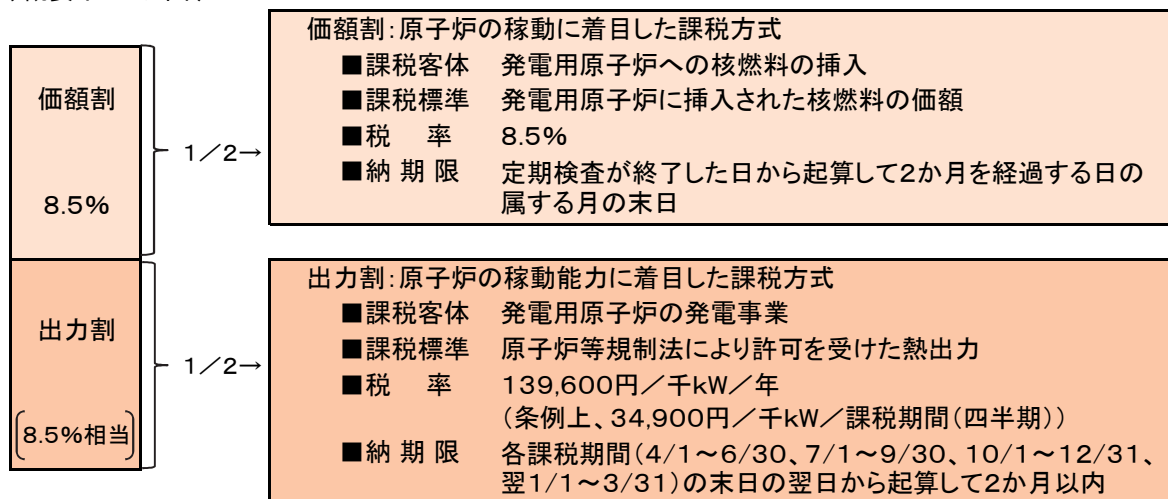
【納める額】

- (1) 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の8.5%
- (2) 出力割 1課税期間(3か月)につき、千キロワットあたり34,900円

【申告と納税】

- (1) 価額割 原子炉に挿入された核燃料について、定期検査が終了した日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までに申告し、納付します。
- (2) 出力割 4月から6月、7月から9月、10月から12月及び翌年1月から3月までの課税期間の末日の翌日から起算して2か月以内に申告し、納付します。

〈概要イメージ図〉



※ 安全・防災対策等として必要とされる事業には、次のようなものがあります。

区分	主な事業内容
原子力安全対策	原子力防災対策等
生活環境安全対策	放射線監視対策、志賀原子力発電所環境保全対策等
民生安定対策	道路建設、河川改良、港湾改良、砂防地すべり対策、漁港整備等
生業安定対策	水産総合センター志賀事業所管理運営等

延滞金

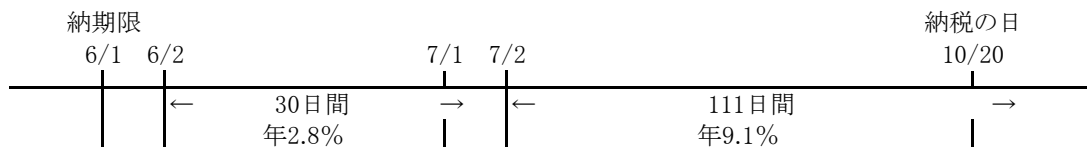
税金を納期限までに納めない場合に、納期限の翌日から納税の日までの期間に応じて、次の率によって計算される延滞金がかかります。

区 分	加 算 さ れ る 額
納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	税額に年2.8%（「各年の延滞金特例基準割合」に年1%を加えた割合）を乗じて計算した金額
1か月を経過する日の 翌日から納税の日まで	税額に年9.1%（「各年の延滞金特例基準割合」に年7.3%を加えた割合）を乗じて計算した金額

- (1) 令和8年の延滞金特例基準割合は年1.8%となっており、令和8年12月31日までの期間について適用されます。
- (2) 延滞金の計算をする際は、次のとおり端数金額又はその全額を切り捨てます。
 - ① 計算の基礎となる税額が2,000円未満であるときは、延滞金はいりません。
 - ② 計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、この端数金額を切り捨てます。
 - ③ 算出された延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金は徴収されません。
 - ④ 延滞金の金額に100円未満の端数があるときは、この端数金額を切り捨てます。
- (3) 令和7年12月31日までの期間及び令和9年1月1日以後の期間における延滞金については、管轄の県総合（県税）事務所にお問い合わせください。

【延滞金の計算例】

自動車税：税額39,500円 納期限：6月1日 納付日：10月20日



■計算方法

基礎となる税額の端数処理 39,500円 → 39,000円 (1,000円未満の端数切り捨て)

$39,000円 \times 2.8\% \times 30日 \div 365日 = 89円$ (1円未満切り捨て)……①

$39,000円 \times 9.1\% \times 111日 \div 365日 = 1,079円$ (1円未満切り捨て)……②

①89円 + ②1,079円 = 1,168円 → 1,100円 (100円未満の端数切り捨て)

延滞金の金額 1,100円

加 算 金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税（地方法人特別税・特別法人事業税）、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び核燃料税について、実際より少なく申告したり、期限までに申告しなかったり、税金を免れようとした場合などに徴収されます。

区 分	内 容	納 め る 額
過少申告加算金	期限内に申告をした場合で、その額が実際より少ないために、後日正しい額に訂正したり(修正申告)、訂正された(更正)場合	増加した税額の10% 増加した税額のうち、期限内に申告した税額又は50万円のいずれか大きい額を超える部分は15%
不申告加算金	期限後に申告した場合や申告をしなかった場合	納める税額の15% (県の調査による決定があることを予知しないで申告期限後に申告した場合は5%) 納める税額のうち、50万円を超える部分は20%、300万円を超える部分は30%
重 加 算 金	二重帳簿など仮装・隠蔽を行い故意に税を免れようとした場合(令和7年1月1日以後においては、仮装・隠蔽に基づく更正請求書を提出した場合も含まれます。)	期限内に申告をした場合は、増加した税額の35% 期限後に申告をした場合や、申告をしなかった場合は、納める税額の40%

※ 同一税目で不申告加算金又は重加算金が過去5年以内に課されたことがある場合、または3年連続で課される場合には、その加算金の割合に10%の加重措置がなされる場合があります。

納税者のための制度



納税の猶予・県税の減免等

納税者が災害により被害を受けた場合など期限内の納税が困難な事情のある方には、申告・納期限の延長、納税の猶予や税金の減額・免除が認められる場合があります。

所管の県総合（県税）事務所にご相談ください。

【納税の猶予】

次の場合には、1年以内（事情により2年以内）の期間に限り、納税の猶予を受けることができます。

- (1) 本人の財産が、災害や盗難にあったとき
- (2) 本人や家族が、病気や負傷したとき
- (3) 事業に大きな損失を受けたり、廃業や休業をしたとき

※ これらの場合には、延滞金の2分の1又は全額が免除されます。

【申告・納期限の延長】

災害などにより、期限までに申告・納税ができない場合には、通常、災害などがやんだときから2か月以内に限って期限が延長されます。

【県税の減免】

次の県税については、それぞれの理由に該当する場合には減額、減免又は免除されます。

県税の種類	減 免 の 理 由
個人の県民税	個人の市町村民税が減免された場合
法人の県民税	次に掲げる法人が収益事業を行わない場合で一定の要件を満たす場合 (1) 公益社団法人及び公益財団法人 (2) 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体【自治会、町内会など】 (3) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人【NPO法人など】
個人の事業税	(1) 生活保護法の規定により生活扶助を受けている場合 (2) 天災や火災などの災害を受けた場合
不動産取得税	(1) 天災や火災などの災害により滅失や損壊をした不動産に代わるものとして災害を受けた日から3年以内に不動産を取得した場合 (2) 不動産を取得した直後に、その不動産を天災や火災などの災害により滅失や損壊をした場合
自動車税	(1) 天災や火災などの災害によって自動車が被害を受けた場合 (2) 保育所のバスや社会福祉施設の自動車などで、公益のために使われる場合 (3) 身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方のために使用する自動車で、一定の要件を満たす場合
鋤 区 税	天災その他特別の事情がある場合

納税の猶予、申告・納期限の延長や県税の減額・免除を受けるためには、県総合（県税）事務所への申請が必要です。申請の理由により申請書に所定の書類の添付が必要となりますので、事前にご確認ください。

更正の請求・審査請求

【更正の請求】

各税目の申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から**5年以内**(税務官署の更正があった場合など、特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して**2か月以内**)に限り、更正の請求をすることができます。

【県税に関する処分などに対する審査請求】

県税の課税・徴収の処分などについて不服がある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して**3か月以内**に、知事に審査請求をすることができます。

審査請求書は、県総合(県税)事務所長による処分についての審査請求の場合は、なるべく所管の県総合(県税)事務所を経由するとともに、正副2通を提出してください。

県税の納税証明書

納税証明書には、納税証明書(一般用)と自動車税納税証明書(継続検査用・構造等変更検査用)があります。

【納税証明書(一般用)】

課税(申告)額、納税額、その他一定の事項を証明するものです。

■申請窓口

各県総合(県税)事務所の窓口

■交付申請の際に必要なもの

- ・「納税証明書交付申請書」
(各事務所の窓口にて備えてありますので、申請時に記載ください。なお、[県のホームページ](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/tetsuzuki/nouzei/kenzeinousei.html)にも様式があります。)
- ・窓口で申請される方の本人確認書類(運転免許証など)
- ・代理申請の場合は、委任確認書類(委任者の押印がある申請書、委任状又は委任者の本人確認書類)
- ・納税した際の領収書(必要な場合があります。)

■交付手数料

納税証明事項1件につき400円



【自動車税納税証明書(継続検査用・構造等変更検査用)】

この納税証明書は、車検(継続検査及び構造等変更検査)の際に使用するものです。

平成27年度から自動車税納付確認システム(JNKS)が稼働し、電子情報により納税状況の確認ができるため、納税証明書の提示を省略できます。

しかし、納付からシステム反映までに1週間程度かかることから、その期間に車検を受ける際は納税証明書の提示が必要となります。

自動車税の納税証明書に「*****印」がある場合、前年度までの自動車税(延滞金を含みます。)に未納があるため使用できません。納税されたうえで別途交付申請してください。

また、令和7年度から、口座振替納税した際の納税証明書の送付を取りやめました。

■申請窓口

各県総合(県税)事務所の窓口、税務課、税務課自動車税グループ分室

■交付申請の際に必要なもの

- ・「自動車税納税証明書交付申請書」
(各事務所の窓口にて備えてありますので、申請時に記載ください。なお、[県のホームページ](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/tetsuzuki/nouzei/jidoushanousei.html)にも様式があります。)
- ・自動車検査証
- ・納税した際の領収書(必要な場合があります。)

■交付手数料

不 要



申告・納税の時期

県税の申告期限と納税の時期は、次のとおりです。

税 目		申 告 期 限	納 期	納める方法
県民税	個人県民税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日までに市町へ提出	給与支払者が、6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町へ納入	特別徴収
		(所得が公的年金のみの方は、申告不要)	4月1日現在65歳以上の公的年金受給者は、年金受給時	特別徴収
		給与、公的年金以外の所得がある方は、3月15日まで(所得税の確定申告をした人は不要)	6月、8月、10月、翌年1月	普通徴収
	法人県民税	確定申告は、事業年度終了日から2か月以内(場合により申告期限の延長適用あり)	確定申告は、事業年度終了日から2か月以内	申告納付
	県民税利子割	毎月分を翌月10日まで	申告と同じ	申告納入
	県民税配当割	毎月分を翌月10日まで (ただし、源泉徴収選択口座内配当等に係るものについては、毎年分を翌年1月10日まで)	申告と同じ	申告納入
	県民税株式等譲渡所得割	毎年分を翌年1月10日まで	申告と同じ	申告納入
事業税	個人事業税	3月15日まで (所得税の確定申告や個人県民税の申告をした人は不要)	8月、11月 (税額が1万円以下の場合には8月のみ)	普通徴収
	法人事業税 (地方法人特別税・特別法人事業税)	法人県民税と同じ	法人県民税と同じ	申告納付
地方消費税 (国内取引)		確定申告は、個人事業者が翌年の3月末日まで、法人が課税期間の末日の翌日から2か月以内(消費税と併せて国(税務署)に行く。)	申告と同じ	申告納付
不動産取得税		不動産を取得した日から60日以内(取得後60日以内に不動産登記の申請をした不動産は不要)	納税通知書に定められた日	普通徴収
県たばこ税		毎月分を翌月末日まで	申告と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税		毎月分を翌月15日まで	申告と同じ	申告納入
軽油引取税		毎月分を翌月末日まで	申告と同じ	申告納入
自動車税		新規登録・名義変更・登録事項の変更などをしたとき	5月	普通徴収
			新規登録の時	証紙徴収
鋤 区 税		—	5月	普通徴収
核燃料料税	価額割	定期検査が終了した日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日まで	申告と同じ	申告納付
	出力割	4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月の各課税期間の末日の翌日から起算して2か月以内		
狩 猟 税		—	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収

県税豆知識 その3

県税を納める方法について

- ・申告納付: 納税者が納税すべき税額を自分で計算し、申告して納税する方法
- ・申告納入: 経営者などが県に代わって税金を受け取り、申告して納税する方法
- ・普通徴収: 県から送られる納税通知書により納税する方法
- ・特別徴収: 給与支払者など税金の徴収に便宜を有する者が、県に代わって税金を受け取り納税する方法
- ・証紙徴収: 県で発行する証紙を申告書等に貼って納税する方法

県税の納付方法

窓口での納付

県税を納めることができる場所は、次の金融機関等です。納税通知書や督促状、催告状などを
お持ちのうえ、納めてください。（うち、*印つき金融機関等の取扱い店舗に限り、口座振替が可能）

区 分	名 称	取扱い店舗
指定金融機関	北國銀行*	本店・国内にある支店
指定代理金融機関	東日本信用漁業協同組合連合会*	石川支店
収納代理金融機関	銀 行	福井*
		本店・国内にある支店
		北陸*、富山第一*、みずほ*、三井住友*、三菱UFJ
		県内にある支店
		ゆうちょ*
		県内にある支店、県内にある郵便局(代理店)
	信 用 金 庫 等	金沢*、興能*、のと共栄*、はくさん*、石動*
		県内にある本店・支店
	信 用 組 合	北陸労働金庫*
		県内にある本店・支店
	信 用 組 合	金沢中央*、横浜幸銀*、イオ*
	信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	県内にある本店・支店
	農 業 協 同 組 合	石川県信用農業協同組合連合会*
		本 所
	農 業 協 同 組 合	各農業協同組合*
		県内にある本店・支店
県総合(県税)事務所	小松県税事務所、金沢県税事務所、中能登総合事務所、奥能登総合事務所	
コンビニエンスストア (コンビニパーコードが 印字された納付書)	くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブンイレブン、タイエー、 デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、 ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、 ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100、MMK設置店(50音順)	
地方税統一QRコード 対応金融機関	eL-QR(地方税共通QRコード)印字された納税通知書や督促状、催告状などについては、 全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付できます。 詳しくは地方税共同機構HPをご覧ください。(https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/ginkou/)	

※次に該当するものは、コンビニエンスストアでは取扱いできません。

- ・バーコードの印字がないもの
- ・印字された金額が訂正されているもの
- ・取扱期限を過ぎたもの
- ・1件当たりの納付額が30万円を超えるもの



地方税共同機構HP「銀行」

キャッシュレス納付

eL-QR(地方税共通QRコード)が印字された納税通知書や督促状、催告状などでは、eL-QRを
スマートフォン等で読み取ることで、いつでも、自宅にいながら、キャッシュレス納付ができます。

スマートフォン決済アプリ	PayPay、auPAY、楽天ペイ、ファミペイ、d払い、PayB、モバイルレジ、F-REGI公金支払い、 さるぼぼコイン、atone、楽天銀行アプリ、Wallet+、京銀アプリ、北陸銀行ポータルアプリ、 Yoka!Pay(熊本銀行/十八親和銀行/福岡銀行)、どうぎんアプリ、はまPay、BankPay、 まにこいん、J-CoinPay、西日本シティ銀行アプリ、AGENTアプリ、りそなグループアプリ、 JRE BANK、四国銀行アプリ、ちゅうぎんアプリ、静岡銀行アプリ、りそなグループアプリforビジネス (令和8年5月末日現在。詳しくは地方税お支払サイトをご覧ください。)
地方税お支払サイト	・クレジットカード納付(別途手数料が必要) ・インターネットバンキングによる納付(情報リンク方式) ・ダイレクト納付(口座の事前登録が必要) ・ペイジー番号を発行した納付(収納機関番号13800「地方税共同機構」を通じた納付)

※次に該当するものは、キャッシュレス納付はできません。

- ・取扱期限を過ぎたもの
- ・スマートフォン決済アプリ等の限度額を超えるもの

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



地方税お支払サイト「スマートフォン決済アプリ一覧」

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment_application>

※「地方税お支払サイト」は、令和8年9月に「eLお支払サイト」へ名称変更します。

口座振替による納税

県税のうち、自動車税や個人事業税など制度上可能な全ての税目について、口座振替納税制度をご利用できます。

口座振替	お申し込みは、上記、*印つき金融機関等の取扱い店舗に備え付けの申込書に 必要事項を記載して提出してください。口座番号のわかるものと届出印が必要です。
------	---

口座振替の登録後、口座振替の開始時期等を示した「石川県税口座振替登録についてのお知らせ」を送付します。自
動車税については、原則として2月末までに申し込みされると、次回(翌年度)の定期賦課分から口座振替になります。

地方税ポータルシステム (eLTAX)

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)では、法人県民税・法人事業税・特別法人事業税、個人県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、核燃料税の電子申告、異動届等の電子申請・届出、電子納税などの手続きをインターネットを利用して行うことができます。

【ご利用時間】

8:30～24:00 ※ 土・日・祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

【eLTAXの利用に関するお問合せ先】

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/support/otoiawase/helpdesk/>

電話 0570-081459 ※ IP電話やPHSなどをご利用の場合 03-5521-0019

受付時間 9:00～17:00 ※ 土・日・祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

※ 詳しくはeLTAXのホームページをご確認ください。

【電子申告の義務化】

大法人が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人県民税・法人事業税(特別法人事業税を含む)の申告は、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければならないこととされました。

○対象税目

法人県民税、法人事業税(特別法人事業税を含む)

○対象法人

- ・内国法人のうち、その事業年度開始の日において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人及び特定目的会社

○対象手続

確定申告書、中間(予定)申告書及び修正申告書

○対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て

○対象事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

【地方税共通納税システムによる納税】

地方税共通納税システムとは、全ての都道府県・市町村へ、自宅やオフィスから地方税の電子納税ができる仕組みです。

○対象税目(県税分)

法人県民税、法人事業税(特別法人事業税を含む)、
個人県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税

○メリット

- ・複数の地方公共団体へ一括して電子的に納税することができ、納税事務の負担が軽減されます。
- ・電子申告を行った申告情報を共通納税システムに引き継いで納税することができます。
- ・事前に登録した金融機関口座を指定して、地方税を直接納税することができます。(ダイレクト納付)
- ・地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納税できます。

※ 詳しくは共通納税に係るホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>)をご確認ください。

お問合せ先

国税についてのお問合せ先

国税についてのご質問・ご相談は、税務署又は国税局電話相談センターへ

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
金沢税務署	920-8505	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-261-3221	金沢市、かほく市、 河北郡(津幡町、内灘町)
七尾税務署	926-8686	七尾市小島町大開地3-7 七尾西湊合同庁舎	0767-52-3381	七尾市、羽咋市、羽咋郡(志賀町、 宝達志水町)、鹿島郡(中能登町)
小松税務署	923-8570	小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎	0761-22-1171	小松市、加賀市、能美市、 能美郡(川北町)
輪島税務署	928-8501	輪島市河井町15-90-16	0768-22-2241	輪島市、珠洲市、 鳳珠郡(穴水町、能登町)
松任税務署	924-8585	白山市博労2-22	076-276-2345	白山市、野々市市

国税に関する一般的なご相談については、「国税局電話相談センター」において、国税局の職員がお答えしています。

所轄(又は最寄り)の税務署に電話をかける

自動音声でご案内(相談内容に応じて次の番号を選択してください。)

国税に関する一般的なご質問やご相談の場合・・・「1」を選択

税務署からのお尋ねや面接での相談の事前予約など 個別のご用がある場合・・・「2」を選択

「1」を選択した場合

ご相談される内容の番号を選択する

- [1] 所得税
- [2] 源泉徴収、年末調整、支払調書
- [3] 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- [4] 法人税
- [5] 消費税、印紙税
- [6] その他

【国税局電話相談センター】

「2」を選択した場合

税務署の受付担当が応答します
担当部署、ご用件等をお伝えください

【税務署】

インボイス制度に関する一般的なご相談は、「インボイスコールセンター」において、受付しております。

インボイスコールセンター

受付時間: 午前9時から午後5時まで(土日祝日及び年末年始を

0120-205-553

入電後は、音声ガイダンスに沿って、相談する内容の番号を選択してください。

インボイス制度に関する申請書や
届出書の記載方法等に関するお
問い合わせ …「1」

インボイス制度の概要やインボイス
の記載事項及び2割特例に関
するお問合せ …「2」

そのほかのインボイス制度及び軽
減税率制度に関するお問合せ
…「3」

国税庁では、国税庁ホームページに土日、夜間でもご利用可能な「チャットボット」や国税の一般的な回答を調べられる「タックスアンサー(よくある税の質問)」を開設しています。

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp>

国税庁 税についての相談窓口

検索

市町税についてのお問合せ先

市町税についてのご質問・ご相談は、市役所又は町役場へ

名 称	郵便番号	所 在 地	担当課	電話番号
金 沢 市 役 所	920-8577	金沢市広坂1丁目1-1	納税課 収入管理係	076-220-2171
			資産税課 庶務係	076-220-2151
			市民税課 個人課税第1～第5係	076-220-2161
七 尾 市 役 所	926-0046	七尾市神明町1	税務課 市民税担当	0767-53-8412
小 松 市 役 所	923-8650	小松市小馬出町91	税務課 税総合窓口グループ	0761-24-8029
			納税課 納税指導担当	0761-24-8033
輪 島 市 役 所	928-8525	輪島市二ツ屋町2字29	税務課	0768-23-1126
珠 洲 市 役 所	927-1295	珠洲市上戸町北方1-6-2	税務課 課税係	0768-82-7735
			会計管理課 収納係	0768-82-7737
加 賀 市 役 所	922-8622	加賀市大聖寺南町ニ41	税料金課 税料制グループ	0761-72-7814
羽 咋 市 役 所	925-8501	羽咋市旭町ア200	税務課 収納係	0767-22-1113
か ほ く 市 役 所	929-1195	かほく市宇野気ニ81	税務課	076-283-1114
白 山 市 役 所	924-8688	白山市倉光2-1	市民税課 市民税係	076-274-9514
			資産税課 土地係・家屋係	076-274-9524
			納税課 収納係	076-274-9504
能 美 市 役 所	923-1297	能美市来丸町1110	税務債権課	0761-58-2206
野々市市役所	921-8510	野々市市三納1-1	税務課 住民税係	076-227-6036
川 北 町 役 場	923-1295	能美郡川北町字壺ツ屋174	税務課	076-277-1120
津 幡 町 役 場	929-0393	河北郡津幡町字加賀爪ニ3	税務課	076-288-2123
内 灘 町 役 場	920-0292	河北郡内灘町字大学1-2-1	税務課	076-286-6706
志 賀 町 役 場	925-0198	羽咋郡志賀町末吉千古1-1	税務課 納税担当・資産税担当	0767-32-9141
宝達志水町役場	929-1492	羽咋郡宝達志水町子浦そ18-1	税務住民課	0767-29-8150
中能登町役場	929-1692	鹿島郡中能登町能登部下91-23	税務課	0767-72-3136
穴 水 町 役 場	927-8601	鳳珠郡穴水町字川島ラ174	税務課	0768-52-3630
能 登 町 役 場	927-0492	鳳珠郡能登町字宇出津ト50-1	税務課 町民税係・資産税係	0768-62-8518
			〃 収納係	0768-62-8519

県税についてのお問合せ先等



課税・納税業務の管轄区域について

課税業務に係る管轄区域

税目によって担当する事務所等が異なりますので、ご注意ください。

◆中能登総合事務所

(担当税目)

- ・個人県民税
- ・個人事業税
- ・不動産取得税
- ・軽油引取税(免税軽油に関する事)
- ・ゴルフ場利用税

◆県税務課

(担当税目)

- ・県たばこ税
 - ・自動車税
 - ・核燃料税
- いずれの税目も、県内全域を担当

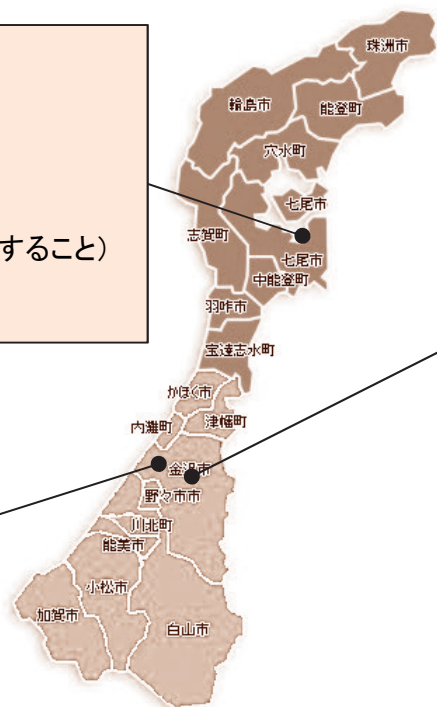
◆金沢県税事務所

(担当税目)

- ・個人県民税
- ・個人事業税
- ・不動産取得税
- ・軽油引取税(免税軽油に関する事)
- ・ゴルフ場利用税

以下の税目については、県内全域を担当

- ・県民税利子割、県民税配当割、
県民税株式等譲渡所得割
- ・法人県民税、法人事業税
- ・軽油引取税
(特別徴収義務者に関する事)
- ・鉱区税
- ・狩猟税



納税業務に係る管轄区域

納税に関することは、お住まいの地域を所管する各県総合(県税)事務所へお問い合わせください。

◆奥能登総合事務所

◆中能登総合事務所

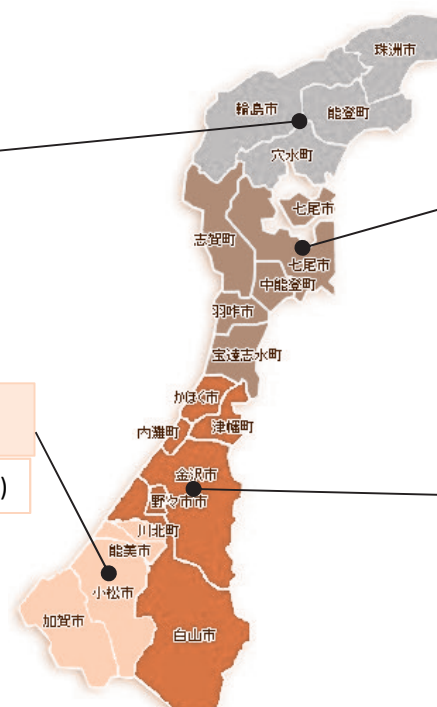
※ 県外(富山県)

◆小松県税事務所

※ 県外(福井県)

◆金沢県税事務所

※ 県外(福井県、富山県を除く)



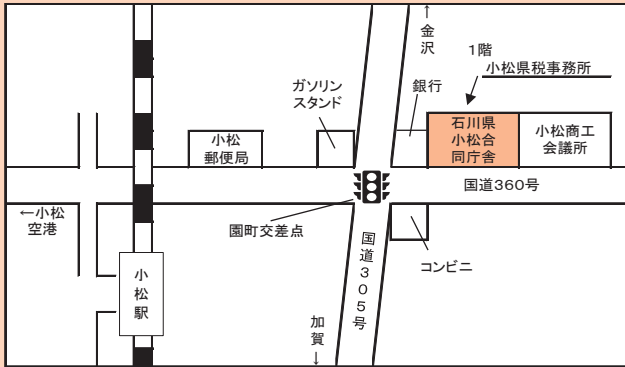
県税のお問合せ先

◆ 小松県税事務所

管轄区域: 小松市、加賀市、能美市、川北町、
福井県

〒923-8515 小松市園町ハ108番地の1

【代 表】0761-23-1713



◆ 金沢県税事務所

管轄区域: 金沢市、かほく市、白山市、野々市市、
津幡町、内灘町、県外(富山県、福井県以外)

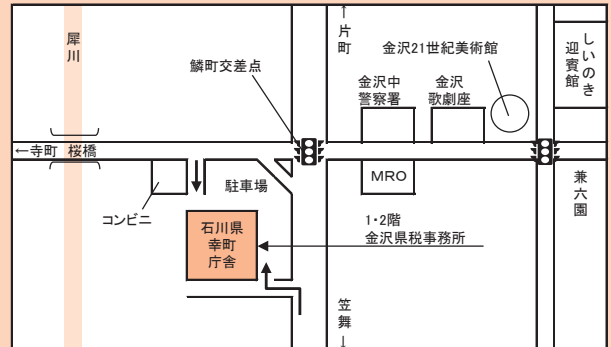
〒920-8585 金沢市幸町12番1号

【代 表】076-263-8831

【課 税 課】076-263-8832、34、39

【不動産取得税課】076-263-8833

【納 税 課】076-263-8835,6

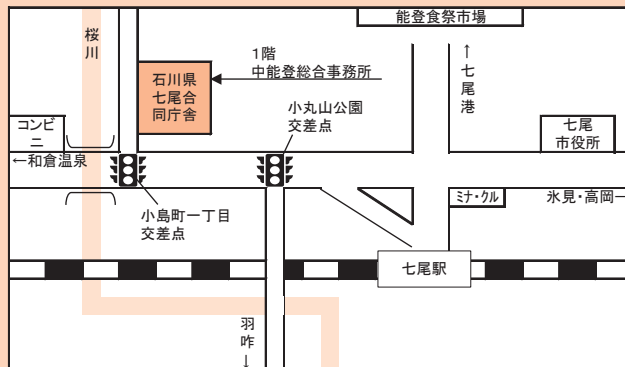


◆ 中能登総合事務所 税務課

管轄区域: 七尾市、羽咋市、志賀町、
宝達志水町、中能登町、富山県

〒926-0852 七尾市小島町二部33番地

【代 表】0767-52-6112

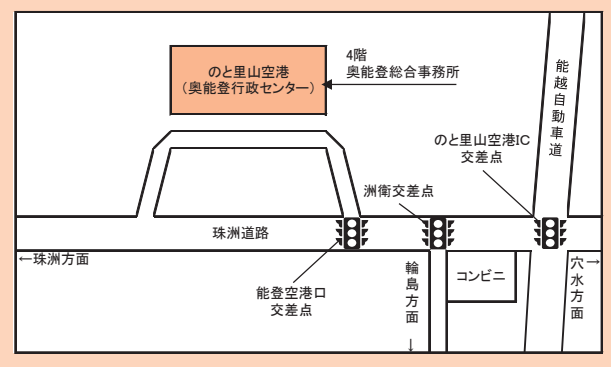


◆ 奥能登総合事務所 納税課

管轄区域: 輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

〒929-2392 輪島市三井町洲衛10部11番1

【代 表】0768-26-2304



◆ 総務部税務課

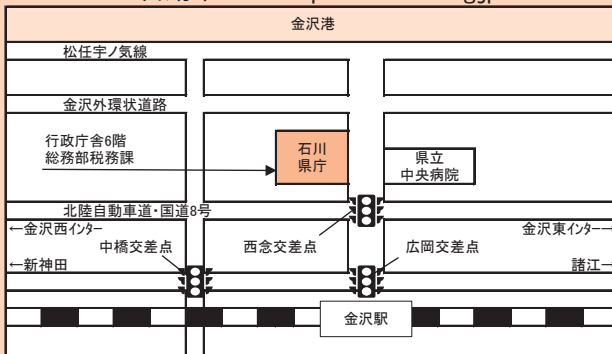
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

【代 表】076-225-1271

【FAX】076-225-1275

【e-mail】一般 zeimuka@pref.ishikawa.lg.jp

自動車 cartax@pref.ishikawa.lg.jp

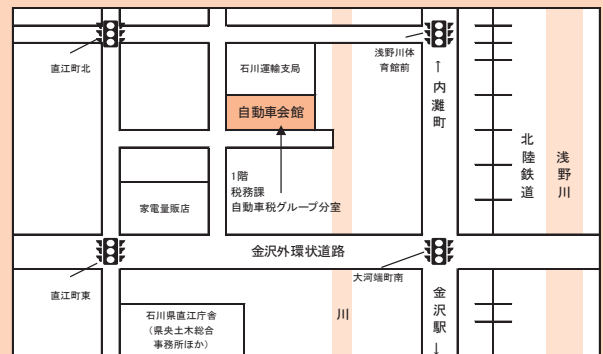


◆ 税務課 自動車税グループ分室

〒920-8213 金沢市直江東1丁目2番地
(自動車会館内)

【代 表】076-239-3631

【FAX】076-239-3635



「電子納税」初めてみませんか？

操作が心配な方の心強い味方！

「いしかわ電子納税推進プロジェクト」
参加金融機関が電子納税をサポートします。



各金融機関の窓口で実際の画面を使って
操作をサポートいたします。
まずは、窓口にご相談ください。



「いしかわ電子納税推進プロジェクト」とは？

地域の官民が一体となって納税の電子化を推進し、みなさまの生産性向上を図りながら、地域全体の活性化を目指すプロジェクトです。



令和8年度版 くらしと県税 令和8年7月発行 編集・発行 石川県総務部税務課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 [電話]076-225-1271 [FAX]076-225-1275

E-Mail zeimuka@pref.ishikawa.lg.jp URL <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/index.html>

